

「森林サービス産業」検討委員会 報告書

**「森林サービス産業」の創出に向けて
～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～**

2019年3月

「森林サービス産業」検討委員会

「森林サービス産業」検討委員会 報告書

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに | 4 |
| 第1章 森林空間の総合利用の変遷 | 5 |
| (1) 森林空間の総合利用の変遷 | 5 |
| ① 戦後復興期(1945～1955年) | 5 |
| ② 高度経済成長期(1955～1971年) | 5 |
| ③ 安定成長期(1971～1987年) | 6 |
| ④ バブル経済期(1987年～1991年) | 6 |
| ⑤ 低成長期(1991～2010年) | 7 |
| ⑥ 成熟期・転換期(2011年～) | 7 |
| (2) 森林空間の総合利用に関連する政策の状況 | 8 |
| ① 明日の日本を支える観光ビジョン(2016年3月策定)と関連事業 | 8 |
| ② 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称) | 8 |
| 第2章 経済社会の動向等を踏まえた森林空間の総合利用の方向 | 10 |
| (1) 国民の価値観・ライフスタイルの新たな潮流 | 10 |
| ① 「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ | 10 |
| ② 「経済的な豊かさ(GDP)」から「多角的な暮らしの豊かさ(BLI)」へ | 10 |
| ③ 地方への移住に向けた動き | 10 |
| ④ 「関係人口」への関心の拡がり | 11 |
| (2) 消費社会の新たな潮流 | 11 |
| ① 「シェアリングエコノミー」の拡がり | 11 |
| ② 時代の変遷に応じた「消費社会」の変化 | 12 |
| (3) 我が国の経済社会の動向 | 12 |
| ① 産業社会の動向 | 12 |
| ア 「モノ」づくりから、「モノ・コト・サービス」づくりへ | 12 |
| イ 「Society5.0(超スマート社会)」の実現による未来社会創造 | 12 |
| ② 政府の動向／「未来投資戦略2018」概要 | 13 |
| ③ 経済界の動向／経団連「2018年度事業方針」アクション・プログラム | 13 |
| (4) 新たな森林空間の総合利用に向けて注目すべき分野 | 14 |
| ① 疾病の予防・健康分野(青壮年期) | 14 |
| ② 疾病の予防・健康分野(老年期) | 14 |
| ③ 働き方改革分野 | 15 |
| ④ 教育分野(学童期) | 16 |
| ⑤ 教育分野(幼児期) | 18 |
| ⑥ 観光分野 | 18 |
| ⑦ SDGs・CSV分野 | 20 |

| | |
|---|----|
| 第3章 新たな森林空間の総合利用ー「森林サービス産業 ～新たな森と人のかかわり 「Forest Style」の創造～」の提案 | 22 |
| (1) 何故、今「新たな森林空間の総合利用」の創造か | 22 |
| ① 「林業の成長産業化」を加速させる「森林空間の総合利用」の可能性(3つの視点) | 22 |
| ② 「地方創生」を加速する「森林空間の総合利用」の可能性(3つの視点) | 24 |
| (2) 「森林サービス産業 ～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～」とは | 27 |
| ① 基本的な考え方 | 27 |
| ② 「森林サービス産業～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～」とは | 28 |
| ③ 「森林サービス産業～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～」の目指すもの(重視する5つの視点) | 30 |
| ア 「地方創生」「林業の成長産業化」の強化に繋ぐ | 30 |
| イ SDGs 視点で関連施策・事業に繋ぐ | 30 |
| ウ 地域資源の特色・魅力を引き出して、都市と地方を繋ぐ | 31 |
| エ 国民の多様なライフステージ・嗜好性と森林を繋ぐ | 31 |
| オ 新たな需要開拓に向けてF1層(20～34歳)と森林を繋ぐ | 32 |
| (3) ライフステージに応じた「Forest Style」(イメージ) | 33 |
| ① 乳幼児期(森と自然を活かした育ちと学びのスタイル) | 33 |
| ② 学童・学生期(グローバル時代の資質・能力を育む学びのスタイル) | 33 |
| ③ 青壮年期(健康的で能力を高めるワーク&ライフスタイル) | 34 |
| ④ 老年期(医療・介護、世代間の交流と結びついたスタイル) | 34 |
| ⑤ インバウンド(観光等のスタイル) | 35 |
| 第4章 「森林サービス産業」の創出に向けた課題と必要な施策 | 36 |
| (1) 現状の「森林資源を活用した観光」の推進に向けた課題と可能性 | 36 |
| ① 「森林資源を活用した観光」の推進に向けた課題と対応方向 | 36 |
| ② 「森林資源を活用した観光」への民間事業者等の関心 | 37 |
| (2) 「森林サービス産業」の創出に向けて求められる施策 | 37 |
| ① 全国レベルの推進体制の構築と基盤となる情報等の整理 | 37 |
| ② プラットフォーム創設とマッチング促進・課題解決の仕組みづくり | 38 |
| ③ 地域レベルのプラットフォームの確立支援・先導モデルの創出支援 | 40 |
| ④ 人材確保・育成の仕組みづくり | 41 |
| ⑤ プロモーションの促進 | 42 |
| (3) 「森林サービス産業」の創出に向けた、新たな森林づくり国民運動の展開 ～多様なステークホルダーへの提案～ | 43 |
| ① 山村地域の自治体関係者へ | 43 |
| ② 森林総合利用施設関係者へ | 44 |
| ③ 森林所有者・林業経営者へ | 44 |
| ④ 観光・交流事業者等へ | 45 |
| ⑤ 都市部の自治体関係者へ | 45 |

| | |
|------------------------------------|----|
| ⑥ 企業・医療保険者へ..... | 45 |
| ⑦ 教育関係者へ..... | 46 |
| おわりに..... | 48 |
| (参考) 「森林サービス産業(仮称)」検討委員会 委員名簿..... | 49 |

はじめに

山村地域の活性化を図る上では、山村地域の豊かな森林資源が有する保健・文化・教育的機能を活かしていくことが有効である。

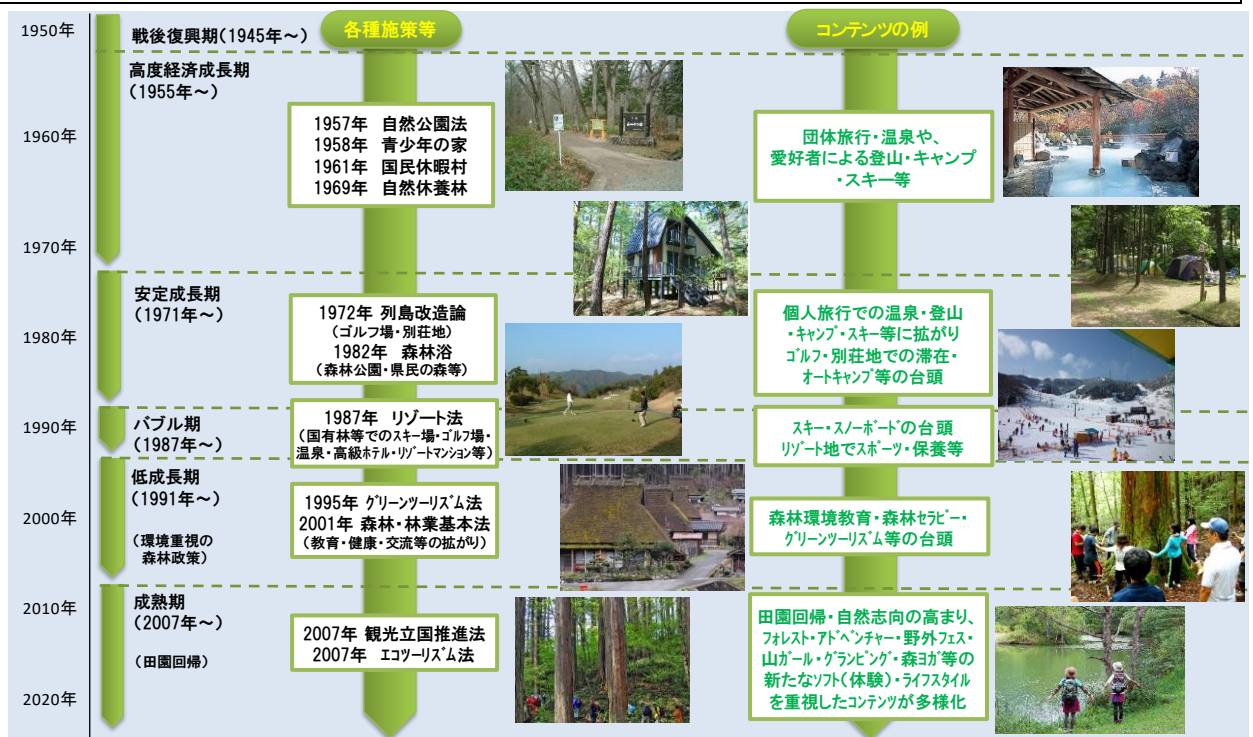
これまでも森林空間の総合利用については、美しい森林や山岳、溪谷、湖沼などの景勝地及び野外スポーツに適した森林空間等を活用するため、国有林では「レクリエーションの森」として、民有林では森林公園・県民の森等を設定して、スキー場やキャンプ場、フィールドアスレチック、自然探勝路・遊歩道等が整備され、幅広い国民等が森と人とのふれあいを広げてきたところである。

しかしながら、近年では国民の価値観や余暇活動のあり方、ライフスタイルが多様化するに従い、スキー場やキャンプ場の利用者が減少し、フィールドアスレチック、自然探勝路・遊歩道等も老朽化が進む中で、従来の方法のみによる森林空間の総合利用を通じた森と人とのふれあいの拡がりに限界が生じるとともに、山村地域の活性化が困難になってきており、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させるうえでも大きな課題となっている。

その一方で、近年は医療・福祉分野、観光・交流分野、教育・学習支援分野、娯楽分野等において、森林が有する多面的な価値を積極的に引き出したアクティビティや、森林空間が有する豊かな機能を活かした取り組みが台頭しており、医療・福祉分野などの多様な関連分野が直面する社会的課題解決と、国民の新たな価値観やライフスタイルに合わせた、新時代の森林空間の総合利用を促進する産業創出が期待されるところである。

こうしたことから、公益社団法人国土緑化推進機構及び美しい森林づくり全国推進会議では、林野庁と緊密に連携して、学識経験者や関連分野の業界団体等の参画を得た「『森林サービス産業』検討委員会」を設置して、新たな森林と人のかかわりを創出するとともに、山村地域の活性化を図るため、多様な関連分野のニーズに合った高付加価値型の森林空間の総合利用を産業として成立させるための方策や、森林を活用して様々なニーズを具体化し対応するための方策等を検討してきたところであり、本報告書はその内容を取りまとめたものである。

第1章 森林空間の総合利用の変遷¹



(1) 森林空間の総合利用の変遷

- 近年、わが国における森林空間の総合利用は、眺望の良い景勝地等を訪れたり、森林に滞在するといった森林を背景・風景として鑑賞する観光的な利用をはじめ、様々なレジャーやレクリエーションのフィールドとしての活用、さらには教育・健康・交流等を意図した森林の利活用などと多様化してきた。
- 本章では戦後から今日までの日本経済社会の変遷を踏まえた森林空間の総合利用の概況を整理する。

① 戦後復興期(1945～1955年)

- 戦後の日本経済は、食料、衣料、住宅など様々な日常必需物質が不足していたため、森林には戦後復興に向けた住宅用の木材や薪炭等の燃料、さらには山菜・きのこの等の食料等の生産・採取が求められていた。また、戦後の生活は逼迫する状況にあったことから、森林の利用は、そうした利用を優先する状況にあった。
- この時期の森林空間の総合利用は、例えば信仰と結びついた形での山寺等への参拝や登山、山菜・きのこの等の食料の採取と一体となった散策、春季の花見や秋季の紅葉狩り等が多く見られた。

② 高度経済成長期(1955～1971年)

- 1955年度以降の日本経済は、「神武景気」をはじめとして「岩戸景気」、「オリンピック景気」、「いざなぎ景気」などの好景気、さらには1960年の「所得倍增計画」、1962

¹社団法人全国森林レクリエーション協会「人と森林との共生について」報告書を参考に整理

年の「全国総合開発計画」による政府主導の産業基盤の大規模な整備等により、高度経済成長が続いた。そして、家庭にはテレビや洗濯機といった電気製品、自動車等が普及して物質的な豊かさが増大するとともに、道路・鉄道を中心とした社会資本の大規模な整備が進んだ。

- ・人々の行動範囲は拡大し、観光ブームやレジャーブームが起こり、「観光基本法」（1961年）が制定されるとともに、関係省庁により「自然公園法」（1957年）、「青少年の家」（1958年）、「国民休暇村」（1961年）、「自然休養林」（1969年）等に関わる制度が創設された。
- ・こうした中で、この時期には、団体で温泉を訪れたり、登山・キャンプ・スキー等を楽しんだりといった、いわゆる観光レクリエーション的な活動等が行われた。
- ・なお、この時期は鉄鋼・電力・造船業等が急速に拡大し、石油・石油化学・家庭用電気・自動車などの新産業が誕生して産業構造が大きく転換し、農山村地域から労働力の流出が顕在化した時代でもあった。さらに、1960年代の燃料革命の影響による薪炭需要の激減や、1961年の木材価格安定緊急対策を契機とした外材輸入の増大により、木材生産の場としての森林の役割が大きく減少した時代でもあった。こうしたことから、農山村地域における産業と雇用の創出の観点から、観光資源として、森林資源が捉えられはじめた時代であった。

③ 安定成長期(1971～1987年)

- ・1971年の「ニクソン・ショック（ドル・ショック）」、1971年の「国際通貨基金（IMF）」体制の崩壊、そして1973年には「第一次石油危機」を契機として、1970年代は世界的な不況に追い込まれ、我が国も低成長の時代に入った。
- ・一方で、我が国では1972年の「日本列島改造論」によって投機ブームとなり、ゴルフ場や別荘地などが大規模に開発され、森林や農山村地域は投機の対象地となった。そして、投機が結びつく形で一時的なレジャーブームも形成された。
- ・また、農山村地域にとっては、外材輸入の増大と木材価格の低迷により林業が低迷する中で、「第二次林業構造改善事業」（1973年）に「森林総合利用促進事業」が創設されるなど、地域振興の観点からの森林空間の総合利用が推進されるようになった時期でもあった。

④ バブル経済期(1987年～1991年)

- ・1985年の「プラザ合意」を契機に我が国は円高不況を迎えたが、多くの企業が海外への工場移転を進め、技術革新等が進む中で、自動車・半導体・電機・精密機械等の関連産業の輸出増大による貿易黒字が増大した。そして、これらの資本により国内の株式と土地への投機が促進され、いわゆるバブル経済が発生した。
- ・1987年「総合保養地域整備法（リゾート法）」が制定され、大規模なリゾート施設が全国的に計画された。そして、スキー場やゴルフ場、温泉、リゾートマンション、高級ホテルなどの施設が全国的に整備され、ゴルフ、スキー等の利用が大幅に増加した。

- ・こうして施設整備が行われリゾートブームと言われたが、一方では長期休暇が普及しなかつたり、安価で長期滞在できる施設が不足していたことなどから、欧米に見られるような滞在型のリゾートは定着しなかつた。こうした中でバブル経済は終焉を迎えた。

⑤ 低成長期(1991～2010年)

- ・バブル崩壊後は、我が国では経済活動がマイナス成長となる低成長の時代を迎えた。
- ・このような状況下において、スキーやゴルフ等の利用者数は漸減傾向となり、替わって大規模な施設整備を必要としない登山、ハイキング、オートキャンプ等の利用者にとっても安価で手軽に行うことのできる森林空間の総合利用が増大してきた。
- ・この時期には1995年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（いわゆる「グリーン・ツーリズム法」）が制定され、農林業体験や農林家における生活体験や民泊、農山村の伝統的・文化的な体験等を行う取り組み等も促進された。
- ・また、2000年以降の教育改革により、学校教育法・社会教育法に体験活動が位置付けられ、「総合的な学習の時間」が創設される中で、林野庁も「森林環境教育」を提唱し、教育活動としての新たな森林空間の総合利用の取り組みを開始した。同時に、森林環境での健康保持・増進を目指す「森林セラピー」の取り組みもこの時期に開始された。
- ・こうしたことから、この時期は、2001年に制定された「森林・林業基本法」に示されているように、森林の多面的機能の持続的発揮を目指した森林・林業政策に転換する中で、公共サービスとしての側面を持ちながら、教育・健康・交流等の目的での森林空間の総合利用の取り組みが広がった時期といえる。

⑥ 成熟期・転換期(2011年～)

- ・2010年代になると、世界経済は回復基調を維持される一方、財政・金融の安定性への懸念も増大した。さらにはIoTやAI等の技術が進展し、産業構造は大きな転換期を迎える状況となった。
- ・国民の価値観・ライフスタイルは転換し、モノの豊かさより心の豊かさを、経済的な豊かさから暮らしの豊かさを求め、自然や地域とのつながりへの志向性も高まった。
- ・2007年「観光立国推進基本法」が制定され、2008年に観光庁が設置される中で、インバウンド等による観光産業がクローズアップされた。また、エコツーリズムをはじめとした、ニューツーリズム等が推進される時代になった。
- ・こうした中で森林空間の総合利用は、フォレスト・アドベンチャー、グランピング等といった新たな森での楽しみや、女性でもハイキング等が楽しめるよう洋品や道具が開発され、手軽にできるようになることで、アウトドアの裾野が広がった。また、これまで都市部の施設で行われていたような取り組みが、野外フェス、森ヨガ、森のようちえん等として森林空間を利用して取り組まれるなど、新たな自然とふれあうライフスタイルに合わせたプログラムが台頭した時代となった。

(2) 森林空間の総合利用に関連する政策の状況

① 明日の日本を支える観光ビジョン(2016年3月策定)と関連事業

- ・政府は、2016年に我が国の豊富で多様な観光資源を磨き上げ観光先進国を目指す「明日の日本を支える観光ビジョン」を取りまとめて、訪日外国人旅行者数として2020年：4,000万人、2030年：6,000万人という目標を設定した。
- ・この実現に向けて、①「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」、②「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」、③「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」という「3つの視点」から取組を進めている。
- ・この中では、「国立公園」の「ナショナルパーク」を目指す取り組みや、「文化財」の観光拠点化による活用を目指す取り組み、日本の伝統的な生活体験や農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」による滞在型の農山漁村の形成などの取組が展開されている
- ・このため、例えば、阿寒摩周国立公園等の8箇所の国立公園においては、海外に誇れる国立公園にするための「国立公園満喫プロジェクト」を展開し、世界水準のクオリティを目指すホテルや旅館の拡充、グランピング等の多様な宿泊施設の提供、コンテンツの磨き上げ等に取組んでいる。
- ・また、農山漁村においては、伝統的な生活体験や地域住民との交流、農家民宿など500地区の農泊地域の創出を目標に、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進等に取り組んでいる。このため、農山漁村振興交付金「農泊推進対策」を創設し、観光庁等とも連携し支援している。
- ・林野庁では、2017年度より国有林の「レクリエーションの森」を核とした山村地域における観光地域づくりの取り組みを推進している。これは、優れた自然景観を有するなど、観光資源としての潜在的魅力を有するレクリエーションの森を「日本美しい森 お薦め国有林」として、全国で93箇所選定し、多言語による情報発信や、施設整備等の環境整備等を重点的に実施することとしている。

② 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)

- ・森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の命を守ることにつながる。
- ・しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。
- ・そこで、パリ協定に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図る森林整備を進めるとともに、自然条件が悪い森林を市町村が自ら管理を行うため、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして、2024年度から「森林環境税（仮称）」が創設され、2019年度からは、先行して「森林環境譲与税（仮称）」が都道府県・市町村に配分される予定とされている。
- ・「森林環境譲与税（仮称）」の用途は、市町村による境界画定・路網の整備等を含めた間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用促進、普及啓発等、都道府県による市町村の支援等

とされており、その配分額は林野率による補正をした「私有林人工林面積」（5割）、「林業就業者数」（2割）、「人口」（3割）となっているため、森林がない都市部の自治体にも配分されることとなっている。こうしたことから、都市部の自治体においても森林・林業の普及啓発等の一環として、都市山村交流による森林空間の総合利用への活用も期待される。

第2章 経済社会の動向等を踏まえた森林空間の総合利用の方向

(1) 国民の価値観・ライフスタイルの新たな潮流

① 「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ

- ・我が国では、戦後復興期から高度経済成長期においては、物質的・経済的な豊かさが追求されてきた。
- ・しかしながら、内閣府「国民生活に関する世論調査」によれば、1980年代から「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する人の割合が多く、その傾向は一層強まる傾向にある。
- ・また、消費者庁「消費者白書」によれば、経済のサービス化が進む中で、家計においては「財（商品）」への支出割合が減少し、「サービス」への支出割合も上昇傾向にある。
- ・そして、内閣府「国民生活に関する世論調査」によれば、今後の生活において力を入れたい分野としては、「レジャー・余暇生活」、「食生活」、「自己啓発・能力向上」など、サービスに関連する取り組みへの期待が大きい状況にある。

② 「経済的な豊かさ(GDP)」から「多角的な暮らしの豊かさ(BLI)」へ

- ・これまで世界各国では、GDPを拡大することを目指して経済政策が重視されてきたが、近年、国民の価値観が転換する中で、国民が幸福を感じる度合いと国力としての経済的な豊かさ(GDP)とは、相関関係が希薄であることが明らかになってきた。
- ・主に生産量を計測する目的で作られたGDPでは、人々の生活の質(QOL: Quality of Life)や豊かさ(Well-being)がどれくらい向上しているか、環境の豊かさがどれだけ保たれているかといった持続可能性を十分に評価できないことから、2000年代後半から、欧州等では豊かさを計測する指標の構築に向けた取り組みが進められている。
- ・経済協力開発機構(OECD)では、「より良い暮らし指標(BLI: Better Life Index)」を用いて、生活の質に関して、所得、雇用と収入、住宅、ワークライフバランス、健康、教育、社会とのつながり、市民生活とガバナンス、環境の質、安全といった11分野で定量評価を行い、新たな「豊かさ」を計る取り組みを行っている。
- ・この指標によると、日本はOECD加盟国等38か国中23位となっており、雇用、平均寿命、教育といった分野については、OECD諸国の中でも位置付けが高くなっているが、市民生活とガバナンス、仕事のストレス、ワークライフバランスといった分野では位置付けが低くなっており、この結果からも働き方等について改善が必要な状況となっている。

③ 地方への移住に向けた動き

- ・近年、都市部での生活よりも、緑豊かな自然を求める動き(ナチュラル志向)が見られるとともに、東日本大震災が一つの契機となり、地域とのつながり志向が高まりを見せている。また、2014年に日本創生会議が「消滅可能性都市」という概念を示したことから、地方は強い危機感を抱き、これまで以上に地方創生に積極的に取り組むこととなった。
- ・内閣官房が行った「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」(調査対象者:東京都に在住する18~69歳の男女1,200人)では、東京在住者は、今後の地方への移住について、約

4割がいずれか検討したいと考えており、特に関東圏以外の出身者は、約5割が検討したいと考えている。

- ・こうした中で、U・I・Jターンなど、様々な形で都会から自然豊かな農山漁村への移住を希望する方々をサポートする「ふるさと回帰支援センター」への来訪者・問合せ数は、特に2014年以降は著しく増加する傾向にあり、またその年齢構成も若年層が増加しつつある。
- ・そして、都市地域から過疎地域等に移住し、一定期間、地域に居住して、地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などを行い地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」の隊員数は、近年飛躍的に増大する傾向にある。

④「関係人口」への関心の拡がり

- ・地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、主にその担い手は、これまでは主に地域住民や移住者等の「定住人口」と、近隣に居住して地域内にルーツがある者に依存してきた。
- ・他方、近年は地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、観光に来た「交流人口」をはじめとして、特産品を購入したり、寄付（ふるさと納税）をしたり、頻繁な訪問、ボランティア活動、二地域居住などを行いながら、地域との関わりを深める取り組みが増加しつつある。
- ・そこで、遠隔地に居住しつつも地域にルーツがある者や、過去の勤務・居住や滞在等の経験がある等の何かしらの関わりのある者を含めて、広く地域と多様に関わる者を「関係人口」として捉えて、地域外からの交流の入り口を増やしつつ、農山漁村等の「ふるさと」の地域づくりを進めていくことへの注目が高まっている。

(2) 消費社会の新たな潮流

①「シェアリングエコノミー」の拡がり

- ・近年、AI・IoTに代表されるICTの進展によって、商品の利用状況を把握し続けたり、需要と供給の「見える化」をしやすくなることで、商品を売らずに商品の利用権のみを一定期間提供することや、サービスを保有する個人と利用したい個人をマッチングすること等が容易になってきた。
- ・こうしたことから、シェアリングエコノミーと称されるような、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」（内閣官房シェアリングエコノミー促進室）への注目が高まっており、消費額も2016年度の約503億円から、2021年には約1,071億円まで拡大すると予測されている。
- ・しかしながら、我が国においては、シェアリングエコノミーの利用率は僅かな状況で、米国・英国と比較すると著しく低い状況にある。今後のシェアリングエコノミーについては、スペース（民泊サービス・駐車スペースシェア）、モノ（個人所有のモノのシェア）とともに

に、移動（移動のシェア）、スキル（個人の家事等の仕事・労働のシェア）においても3割程度の利用意向があることから、今後の拡がりの可能性が示唆される。

② 時代の変遷に応じた「消費社会」の変化

- ・三浦 展は「第四の消費社会」において、戦前から現代の消費社会の特徴を、4段階に分けて整理している。
- ・戦前の「第1の消費社会」は、洋風化・大都市志向・国家志向の特徴が、戦後から1974年までの「第2の消費社会」は、大量消費志向・大都市志向・アメリカ志向で、家族・会社重視の特徴が、1975年から2004年までの「第3の消費社会」は、ブランド志向、大都市志向・ヨーロッパ志向で、個人重視で量から質を志向する特徴があり、2005年以降の「第4の消費社会」は、シェア志向、ノンブランド志向、カジュアル志向にあり、社会重視で日本・地方を重視したつながり志向の消費社会を迎えていると整理している。

（3）我が国の経済社会の動向

① 産業社会の動向

ア 「モノ」づくりから、「モノ・コト・サービス」づくりへ

- ・現在、消費者の関心は、「モノ」の所有からモノが提供する「コト」や、ユーザーが受容する「サービス」に移行してきている。また消費を前提としたモデルから、シェアを前提としたモデルに移行する分野もある。
- ・こうしたことから、わが国においては、「モノ」の付加価値（モノに起因するデータを含む）を活かした「コト」「サービス」を包含した既存産業の強化や新産業の創出が必要とされている。
- ・さらには、モノを起点にサービスを考えるアプローチと、サービスを起点にモノを提供するアプローチという双方の視点を組み合わせて総合力を高めることも必要とされている。
- ・このようなサービス化の進展は、モノづくり（製造業）においても起こっており、森林整備や森林空間総合利用の分野においてもこの潮流の一層の加速が予想される。

イ 「Society5.0(超スマート社会)」の実現による未来社会創造

- ・私達が暮らす社会は、「society1.0（狩猟社会）」から始まり、「society2.0（農耕社会）」、「society3.0（工業社会）」、「society4.0（情報社会）」に発展しており、今後は「Society 5.0（超スマート社会）」の到来が想定されている。
- ・「Society 5.0（超スマート社会）」とは、現実空間の大量のデータを用い、サイバー空間上に現実空間の様々なものをつなげた精緻なモデルを構築し、高精度の実証と予測を行うことで、社会全体の最適化が実現するものである。
- ・「Society 5.0（超スマート社会）」は、現下の超高齢化、災害やテロ、環境・エネルギー問題などの人類が直面する複雑かつ構造的な社会課題を解決するとともに、人々の多様なニ

ーズを踏まえた新たな価値の創出や文化の創造すると考えられており、これまで人類が「制約」と考えていたものから解放し、豊かで活力ある未来の創造を実現するものと考えられている。

- ・こうした中で、経団連がまとめた「Society 5.0 実現による日本再興」においては、「人口減をものとししないスマートな社会」、「都市と地方がつながり、あらゆる場所で快適に暮らせる社会」、「環境と経済が両立する持続可能な社会」等が目指されている。

② 政府の動向／「未来投資戦略 2018」概要

- ・政府が定めた「未来投資戦略 2018」では、デジタル革命が進む世界の潮流を踏まえつつ、日本が有するソフト系の資源や課題先進国としての強みを活かして、AI・ロボット・IoTなどの「第四次産業革命」の新たな技術革新により社会問題を解決する「Society5.0（超スマート社会）」の実現と、データを成長の源泉とする「データ駆動型社会」への変革を目指している。
- ・また、従来の人口増加を前提とした大量生産・大量消費型のモノ・サービスではなく、人口減少社会を見据えて、AI・ロボット・IoTなどを活用した個別化された製品・サービスの提供により、社会課題解決と付加価値を生み出すことを目指している。
- ・さらにこの中では、ICT等の技術革新を積極導入・フル活用し、個人・患者本位の新しい「健康・医療・介護システム」を実現する「次世代ヘルスケア・システムの構築」、モノ売りからサービス・ソリューションへ転換する「次世代産業システム」、国や地方公共団体が民間と連携し、その資金・ノウハウ・技術能力を活用することで、財政負担を軽減しながら、効率的で質の高い公共サービスを提供する「PPP/PFI手法の導入加速」、最先端技術とデータを駆使し、農林水産業の生産性を飛躍的なアップを目指す「農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現」、全国各地域で、日常的に外国人旅行者をもてなし、活発な異文化交流が育まれるなどの「観光先進国の実現」等、ICT等の活用と民間活力による既存産業の強化と新産業創出に向けた多様な施策が掲げられている。

③ 経済界の動向／経団連「2018 年度事業方針」アクション・プログラム

- ・経団連では、IoT、AI、ビッグデータ、ロボット等の革新技术を活用した「Society 5.0（超スマート社会）」の実現を通して、生産性向上、経済成長実現、人々の暮らしや社会全体の最適化、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成につなぐために、社会実装のためのアクション・プログラムを策定した。
- ・「Society 5.0（超スマート社会）」の実現に向けては、「分野横断的施策の推進」に向けて、府省横断的で統合的なイノベーション戦略の策定・実行を政府に働きかけていくこととされ、重要分野として「ヘルスケア」では個人の健康づくりから未病への対応、予防等の促進が、「観光」では観光産業の成長力強化と国内消費の喚起・創造等が、「農業」では経済界と農業界の連携プラットフォームによるプロジェクトの実施等を目指している。
- ・また、SDGs への企業の取り組みの推進や、地方経済懇談会の開催、地方自治体の首長との懇談、会員企業と地域の中核的企業とのマッチング等の「地方創生に向けた経団連アクションプログラム」の実行も目指している。

(4) 新たな森林空間の総合利用に向けて注目すべき分野

① 疾病の予防・健康分野(青壮年期)

(後期高齢者支援金の加算・減算制度)

- ・日本の医療費は、少子高齢化の影響もあり増加傾向にあり、とりわけ団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年が日本の国民皆保険（公的医療保険）制度の大きな転換点を迎える中で、医療費の抑制に向けて疾病予防・健康づくり等の取り組みが求められている。
- ・こうした中で、後期高齢者医療制度では、2018年度から予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、後期高齢者支援金の加算・減算制度が見直された。健康保険組合・共済組合においては、多くの保険者に広く薄く加算し、特定健診・保健指導や糖尿病等の重症化予防の実施率などの指標の達成状況に応じて段階的に減算（最大10%の範囲内）する制度となった。
- ・また、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブとして、ウォーキングやジョギングを行う、歩数・体重・血圧を記録、特定健診を受けるなど、森林空間を利用しても実施できる予防・健康づくりの取り組みが例示された。

(宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム)

- ・また、厚生労働省は「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」に、従来の保健指導では十分に効果が得られなかった者や健康への関心が低い者に対する保健指導の新たな選択肢として、「宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム」を位置づけた。
- ・農山村地域等の宿泊・観光施設にとっては、身近な自然等を活用したり、健康的な食事メニューを考案したり、医療保険者や保健指導実施者等とのネットワークの構築等により新たなプログラムを開発して、新たな宿泊スタイル・顧客層の開拓することで、健康寿命の延伸とともに地域の活性化、ヘルスケア産業の健全な育成にも寄与することが想定されている。
- ・こうした中で、全国で企業や医療保険者により「森林セラピー」や「クアオルト」等を活用した疾病予防・健康づくりの取り組みが拡がりを見せている。さらに、健康保険組合連合会も機関紙で「自然を生かした健康づくり」を特集するとともに、支部組織が「森林セラピー」を題材にした健康教室を開催したり、全国健康保険協会（協会けんぽ）の支部組織が試行的に「宿泊型保健指導プログラム」を実施するなど、業界をあげて取り組みが拡がりつつある。

② 疾病の予防・健康分野(老年期)

(「地域包括ケアシステム」の構築・「ヘルスケア産業」の育成)

- ・戦後豊かな経済社会が実現し、平均寿命が約50歳から約80歳に伸び、「人生100年時代」も間近になっていることから、国民の平均寿命の延伸に対応して、「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が要請されている。
- ・政府は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・

予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として、「地域包括ケアシステム」の構築を目指している。

- ・「地域包括ケアシステム」を支えるために、地域に根差して公的保険外の運動・栄養・保健サービス等の「ヘルスケア産業」の育成が目指されており、農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等と連携した新産業創出も構想されていることから、森林空間を利用した活動は潜在的な可能性があると考えられる。
- ・就労期には「予防・健康管理サービス」を活用した生活習慣病の改善や受診勧奨を通じた「予防や早期診断・早期治療の拡大」を、老年期には「予防・健康管理サービス」を活用した「地域包括ケアシステム」等との連携により、生活習慣病等の予防・早期治療を通じた重症化予防により、健康寿命の延伸を目指している。

(定年退職後の「第二の社会活動」)

- ・ヘルスケア産業政策においては、定年退職後の「第二の社会活動」において、「ゆるやかな就労」、「社会貢献活動」、「農業・園芸活動」、「身体機能の維持（リハビリ等）」等のニーズに応じた各サービスの創出を目指している。
- ・それに対応する形で、60～70歳代を対象に行った調査では、65～79歳に参加することに関心がある活動としては、「雇用されて働く」が最も多いが、次いで「健康づくりの活動」、「自然と触れ合うことができる活動」のニーズが高いことから、森林空間を利用した活動は潜在的な可能性があると考えられる。

③ 働き方改革分野

(メンタルヘルスケア対策等)

- ・近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超え、精神障害等に係る労災補償状況も、請求件数・認定件数とも増加傾向にある。
- ・こうした中で、事業場における労働者のメンタルヘルス対策は強化されてきたが、2017年3月に決定された「働き方改革実行計画」の工程表では、「⑥健康で働きやすい職場環境の整備」の項目の中に、「メンタルヘルス等防止対策の取組強化」として、「森林空間における保養活動などのメンタルヘルス対策を推進する」ことが明記された。
- ・これまで「農林水産省・先端技術を活用した農林水産高度化事業（森林系環境要素が人の生理的効果に及ぼす影響の解明）」（2004～2006年度、森林総合研究所）等の研究により、①都市部と森林部でストレスホルモンの唾液中コルチゾールを低くすると優位に森林部が低く、②森林セラピーにより尿中アドレナリン及び血清中コルチゾール等のストレスホルモンが減少し、③森林浴でがん細胞やウイルスを殺傷するNK（ナチュラルキラー細胞）の活性を促し、その効果は30日後まで持続するなどの科学的効果が解明されてきた。
- ・また、(独)森林総合研究所が行った大規模調査では、月1度以上の森林散策の習慣がある者は、それ未満の者よりメンタルヘルス不良が発生する割合が約1割低いという調査結果が得られている。

(農山村地域での社員研修・テレワーク)

- ・ これまでも保養地等で社員研修を行う企業や、近年 CSR 等の一環で設定した「企業の森」において、社員研修を行う企業も増えてきている。
- ・ こうした中で、新入社員研修を「森林セラピー基地®」で行うことで、それまで都会で行ってきた時と比較して、早期離職率を大幅に改善した事例も見られる。
- ・ また、社会にとっては「労働力人口の確保」等、企業にとっては「生産性向上」等、就業者にとっては「ワークライフバランスの確保」等の多様なメリットを生み出す観点から、テレワークによる「働き方改革」への関心も高まっている。また、「地方創生」の観点から、地方のサテライトオフィス等においてテレワークにより都市部の仕事を行う「ふるさとテレワーク」への関心も高まっている。
- ・ こうした中で、3カ月間単位で社員が農山漁村での「ふるさとテレワーク」を行う実証事業を行った企業は、商談件数・契約金額が2割増加して生産性が向上するとともに、社員はライフや事項投資、社会貢献、地域交流等の新たな時間を創出した事例も見られる。

④ 教育分野(学童期)

(自然の中で「社会を生き抜く力」を育成)

- ・ 近年、グローバル化が進展し、社会が加速度的に変化し、将来の予測が難しい社会の中では、子どもたちが自立的に「社会を生き抜く力」を育むことが求められている。
- ・ こうした中で、2020年度から順次実施される新たな「学習指導要領」では、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点から授業を改善することや、「カリキュラム・マネジメント」を充実し、教科等横断的な視点で教育の内容等を組み立てていったり、地域資源の活用を含めた教育課程の実施に必要な人的・物的体制の整備を図ったりすることを重視している。その上で、「社会に開かれた教育課程」の実現を掲げ、学校と地域が連携・協働して目指すべき教育の実現を図っていくこととなっている。
- ・ 国立青少年教育振興機構の調査では、小学生の頃の自然の中での遊びが多いことが、「自己肯定感」を高め、「へこたれない力」や「意欲」、「コミュニケーション力」を育むことが明らかになっている。
- ・ 森林等の自然環境は、こうした①体験学習等を通じて「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善に資する場や題材となりうるとともに、②多面的機能を有している森林を題材として教科等横断的な学習を行ったり、さらに③森林づくりに取り組んでいる「森林NPO・ボランティア団体」や「企業の森」に取り組んでいる企業などと連携・協働したりするなど、今般の新しい「学習指導要領」の下での取組を進めていく上で森林を効果的に活用していく事も考えられる。

(キッズウィーク)

- ・ 2018年度から、親子で休暇を取りやすいよう、学校の長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散するとともに、学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を目指して「キッズウィーク」が開始された。

- ・ これまでも学校休業日の設定の工夫³は、約6割の都道府県教育委員会、約3割の市町村教育委員会が行ってきたが、それぞれ約3割の都道府県教育委員会・市町村教育委員会が検討中の状況にある。
- ・ さらに、体験的学習活動等休業日²等を設定しているケースは、それぞれ約1割の都道府県・市町村教育委員会に限られるが、約4割の都道府県教育委員会、約3割の市町村教育委員会が今後検討中の状況にあり、今後「キッズウィーク」の趣旨を踏まえた体験活動の機会が増加することも期待される。

(子供の農山漁村体験（子ども農山漁村交流プロジェクト）の充実)

- ・ 「子供の農山漁村体験（子ども農山漁村交流プロジェクト）」（総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業）は、農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取り組みを推進されている。
- ・ 特に、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に具体的な取り組みが位置づけられるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」において、2024年度には小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人が農山漁村体験を実施するという、2016年度比で約2倍の具体的な数値目標が定められ、取り組みを推進していくこととされている。

(地域の教育資源を活用した「総合的な学習の時間」)

- ・ 新しい「学習指導要領」では、児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見つけ、その解決に向けて多様な他者と協働しながら情報を収集・分析し、解決策をまとめ・表現する探究的な活動を重視することとしている。
- ・ これまでの「総合的な学習の時間」は、教師の直接的な指導の下、教室で行われることが多く、職場体験や地域調べ等、家庭や地域と連携した取り組みは限定的であった。
- ・ こうしたことから、教師の直接的指導だけでなく、長期休業期間や土日等を含めて、家庭や地域と連携して学校外における「総合的な学習の時間」の授業を行うことで、児童生徒の探究の機会の充実を図ることとしている。
- ・ そこで、今後は森林分野の担い手が、各学校と協力しながら、学校外における「総合的な学習の時間」の受け入れを促進することも想定される。

² 以下の日以外に学校休業日を設けることを示す。

① 土曜日、日曜日、国民の祝日

② 夏季・冬季・春季休業日

（ただし、学校休業日とされていた日に授業を実施し、その直前又は直後の授業日とされていた日を振替休業日とする場合は除く。）

³ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に定める「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日」の趣旨と合致する休業日又は一部の時間帯を休業とした授業日を示す。

⑤ 教育分野(幼児期)

(幼児教育の質の向上)

- ・近年、グローバル社会を生き抜く次世代の育成に向けては、乳幼児期から「非認知能力」を育むことの重要性が指摘されており、その能力形成のためには、森林等の自然環境のように、子どもが自由で主体的な「遊び」を行える環境が不可欠と言われている。
- ・こうしたことから、ドイツではおよそ1,500の「森の幼稚園」が設立され、また韓国でも国有林内に、認可園が使用できる拠点である「幼児森林体験園」が800程度設定されるなど、世界的に森林等の自然環境を基盤とした幼児教育への関心が高まりを見せている。
- ・我が国においても、2016年の「中央教育審議会」答申において、少子化・都市化等の進行で、友達との外遊びや自然との触れ合う機会が減少していることから、戸外で幼児同士が関わり合ったり、自然との触れ合いを十分に経験したりすることができる環境を構成していくことの重要性が指摘されており、2017年に改訂された「幼稚園教育要領」、2018年に改訂された「幼稚園施設整備指針」において、自然等を活かした環境構成の充実に関わる記述も拡充され、園庭の緑化や地域の自然環境の活用への関心が高まっている。
- ・また、内閣府「農山漁村に関する世論調査」(2014)では、多くの国民が都市地域より農山漁村地域の方が子育てに適していると考えている傾向にあり、またNTTデータ経営研究所「都市地域に暮らす子育て家族の生活環境・移住意向調査」(2016年)では、①約9割の子育て世代の親が“自然体験”が子どもの成長に良い影響を及ぼすことを認知している一方で、②約7割の家庭が“自然体験”の不足を認識していることから、③移住等を行う場合に保育園・幼稚園には約9割の家庭が「自然環境を活かした保育・教育」が特に魅力と感じ、④約5割の家庭が現在の居住地近隣や移住先で「森のようちえん」に通わせることに関心を有しており、⑥自然豊かなところで子育てを行うことが主たる移住・転職のきっかけとなっている、という結果が見られた。
- ・このような中で、2015年に長野県と鳥取県は、幼児教育の質の向上とともに子育てのための移住促進等も見据えて、全国に先駆けて「森と自然を活用した保育・幼児教育」に関わる独自の認証・認定制度を創設するとともに、人材育成や制度の普及啓発等に取り組みはじめたところである。
- ・さらに、2018年には、長野県・鳥取県・広島県の3県知事が発起人となり、110の自治体の参画のもと、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」が設立されており、地方自治体による取り組みは拡がりを見せている。

⑥ 観光分野

(訪日旅行者の状況)

- ・近年、訪日外国人旅行者数は、飛躍的に増大しており、2017年には2,889万人となっており、国・地域別のシェアとしては、中国、韓国、台湾、香港等の東アジアが全体の約7割を占めている。
- ・訪日旅行者が「訪日前に最も期待していたこと」としては、「日本食を食べること」が第1位だが、「自然・景勝地観光」が第2位となっており、訪日旅行者が「今回したこと」とし

ても65.5%が「自然・景勝地観光」（第4位）を、33.9%が「温泉入浴」（第6位）を経験している。

- ・訪日旅行客が「次回したいこと」としては、42.9%が「自然・景勝地観光」（第3位）、41.2%が「温泉入浴」（第4位）となっており、さらには「四季の体験」（29.0%）、「スキー・スノーボード」（16.1%）、「自然体験ツアー・農漁村体験」（15.6%）なども一定のニーズがある状況にあった。

（国内旅行客の状況）

- ・日頃、興味を持っていることは、「食事」（82%）が最も多く、次いで「旅行」（79%）、「健康・リラックス」（75%）となっているが、以前より興味関心が高まっていることは「健康・リラックス」（63%）が最も多く、86%が「健康のために意識している」状況などで、健康志向が高まりを見せている。
- ・こうした中で、「健康になる旅行」には約7割が関心があり、女性は男性より約2割関心が高く、女性の若年層は約9割が関心を有する傾向にある。
- ・「ヘルスツーリズム（健康になる旅行）」の内容については、「湯治ができる旅行」への興味関心が最も多いが、女性の若年層は、約4割が「スローフードやマクロビが提供される旅行」「ヨガができる旅行」に興味関心がある状況にある。
- ・こうしたことから、旅行業界では、今後のトレンドとして、世の中の健康志向の高まりを背景に、ヘルスツーリズムが注目されており、旅行の目的が「疲れを癒すこと」から「旅先で健康になること」へと変化し、その内容も多様化していくと予測している。
- ・さらに、近年、登山やキャンプ、野外活動等の愛好者が中心だったアクティビティが、自然指向や娯楽性が高まることで、山ガール、グランピング、フォレスト・アドベンチャー等として拡がりを見せるとともに、これまで都市部の人工環境で実施されていたコンサート、託児所、ヨガ等が、優れた自然環境の中で行う野外フェス、森のようちえん、森ヨガ等へと進化し、拡がりを見せている。
- ・また、2018年10月には全国町村会は「これからの地域づくりと農村価値創生 ～観光・交流を手がかりとして～」を取りまとめた。ここでは、自然、景観、暮らし・なりわい、伝統、食、語らいという6つの視点から育まれる農山漁村の価値を、「観光・交流」という地域外の人たちの「外からの視点」を取り入れて、地域住民の「内からの視点」を組み合わせ、新たな気づきや小さな発見を促し、新たな「農村価値創生」に向けたエネルギーを生み出して、これまでの地域づくりを新たなステージに導く契機とすることを旨とした政策提言が行われた。
- ・こうしたことから、観光・交流を単に観光・旅行業の振興につなぐだけでなく、観光客の視点を意識した新たな地域づくりを目指した呼びかけもはじまっている。

⑦ SDGs・CSV分野

(SDGs (持続可能な開発目標))

- ・国連が2015年に、2030年までに持続可能な開発のため世界が達成すべき17の目標として取りまとめた「SDGs (持続可能な開発目標) 」には、近年、企業・自治体問わずに急速に関心が高まっている。
- ・政府は、全省庁が参画した「SDGs推進本部」を設置し、「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン」を策定するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「未来投資戦略2018」にも「SDGs」を位置付け、国際社会での強いリーダーシップを発揮することを明示している。
- ・(一社)日本経済団体連合会は、社会的な課題解決とともに、革新技術を最大限活用した人々の暮らしや社会全体を最適化する未来社会の創出の視点を兼ね揃えた新たな成長モデルである「Society 5.0」は、国連が掲げた「SDGs」の達成にも大いに貢献することから、「SDGs」を柱にして2017年に「企業行動憲章」を改定した。
- ・また、「国連森林フォーラム (UNFF) 」は、「国連森林戦略計画2017-2030」において、「持続可能な森林経営」を通して、SDGsの17目標のうち、主に14目標の達成に寄与することができると整理している。
- ・こうしたことから、「持続可能な社会づくり」を経済・社会・環境の側面から統合的に推進することが重視されるSDGsと、多面的機能を有する森林は、相互不可分の関係性があることから、森林を通じて企業や地域が抱える課題に先導的に取り組む題材として適していると考えられる。

(生物多様性保全・企業の森)

- ・(一社)日本経済団体連合会が実施した「生物多様性に関するアンケート<2017年度調査結果>」では、経営理念や経営方針、環境方針等に、自然保護、生物多様性保全、持続可能な利用、生物資源の公平な利用、自然環境教育を盛り込んでいる企業は93%となっている。
- ・その内容は、「自然保護」、「生物多様性保全」が約8割を超えており、続いて「自然環境教育」と「持続可能な利用」が6割を超えている。さらにその具体的な取り組みとしては、社有林や企業の森の整備・保全、森林等での環境教育、間伐材等の利用等が多く見られるなど、森林に関わる取り組みが多く見られる状況にある。
- ・また、(一社)日本経済団体連合会は2018年10月に、SDGsとの関連づけを意識して「経団連生物多様性宣言」を改訂した。改訂では、環境活動が事業活動の中に取り込まれた「環境統合型経営」の推進や、地域の特性に応じて、ローカルな自然資本を活用した地域の創生への貢献を掲げられ、その具体的な取り組み例として、新たな森林空間の総合利用に関わる取り組みも例示されたところである。
- ・こうした中で、都道府県等が仲介して、協定方式による「企業の森」を設定する取り組みは、CSR元年の2003年以降に飛躍的に増大し、2016年度には1,554箇所まで設定されるまでに至っている。そして、この「企業の森」を概観すると、これまでは社会貢献・CSRとして協定を締結して森林保全活動をスタートし、次いで、森林保全活動と一体となって、森林環

境教育を実施したり、間伐材利用をしたり、都市農山村交流活動をするなど、横展開して多様な付随的活動を実施する活動が多く見られる。

- ・そこで、近年はCSR から CSV、さらにはSDGs への取り組みや地方創生等の観点から、これからの「企業の森」は、企業と農山村地域が協働して、本業とも連動しながら、社員教育や健康づくりをしたり、生産性向上のためにテレワークを行ったり、新産業創出をするなど持続可能な事業活動の創出を試みる取り組みに発展させていくことが考えられる。

第3章 新たな森林空間の総合利用―「森林サービス産業 ～新たな森と人のかかわり 「Forest Style」の創造～」の提案

(1) 何故、今「新たな森林空間の総合利用」の創造か

(大変革の時代の森と人の関わり)

情報技術 (Information Technology, IT) の進展と人工知能 (Artificial Intelligence, AI) の発展等により、第4次産業革命と言われるイノベーションが起こり、まさに予測不可能な時代となっている。

このようなイノベーションを起こす原動力は、クリエイティブな思考であり、未来を描くデザイン力である。人間は、自然環境の中で生存し、進化してきており、クリエイティブな思考やデザイン力は、そうした環境の中でこそ発揮される。

今後、到来するであろう大変革の時代にこそ、これまでの価値観に捉われず、森林の有する現代的な価値を見つめ直して、新時代の森と人の関わりのあるあり方を創出すべきである。

① 「林業の成長産業化」を加速させる「森林空間の総合利用」の可能性(3つの視点)

ア 経済社会の転換に合わせた林業へ (業態の転換)

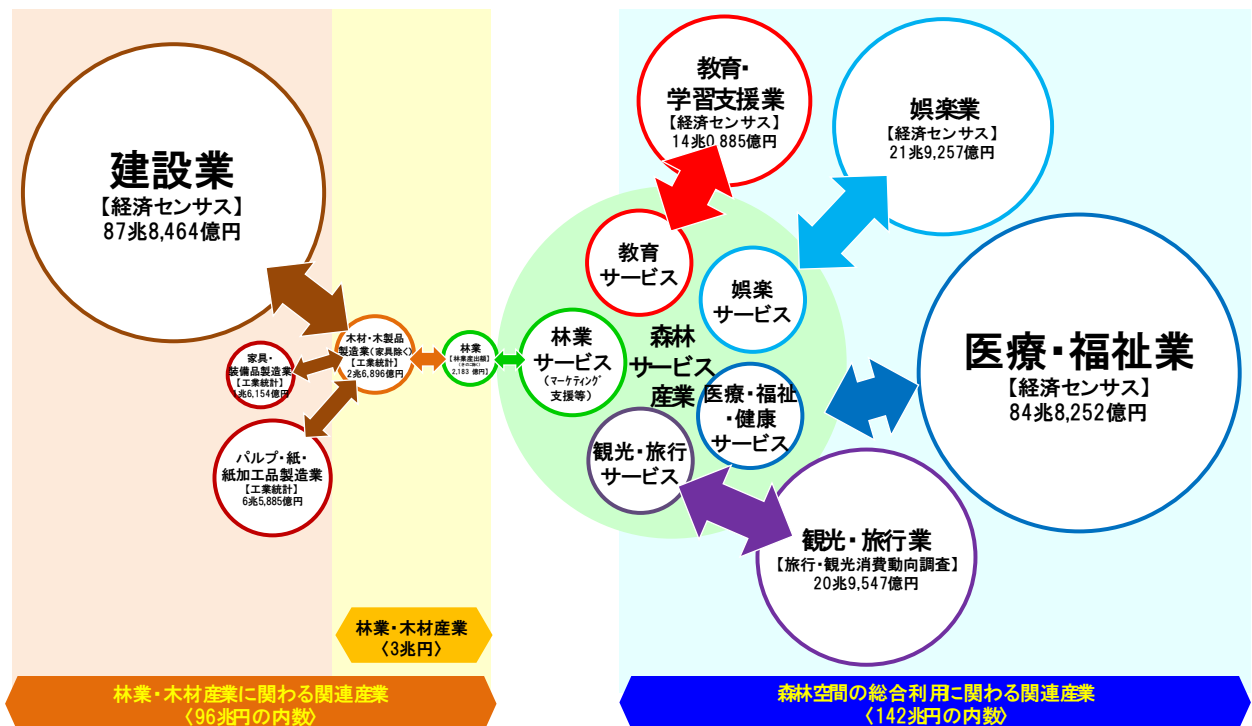
- ・現在、「モノづくり」を取り巻く状況として、消費者の関心が、「モノ」の所有から、モノが提供する「コト」や、ユーザーが受容する「サービス」に移行し始めていると言われている。
- ・特に、グローバル市場の中で、我が国の製造業等が生き残るためには、「モノ」の付加価値を活かして「コト」「サービス」を包含した既存産業の強化や新産業の創出が求められている。
- ・こうした中で更なる「林業の成長産業化」を図る際には、林業・木材産業の六次産業化、幅広い意味でのサービス産業化を図ることが重要である。
- ・また、農産物分野では「顔が見える野菜」等への支持が高まっていたり、リレーションシップ・マーケティングへの注目が高まるなど、「つながり志向」の消費社会が拡がりを見せている。これらの情勢を鑑みると、森林空間の総合利用を促進し、地域のブランド力の向上を図ることや、幅広く顧客との接点を生み出すことにより、多様な「コト」「サービス」等を創出していくことも重要と考えられる。
- ・そして、これまでの木材・木製品業界や建設業・家具産業等に原材料としての丸太を供給するのみの林業から、自らマーケティングを行ったり、「コト」「サービス」の提供を通じた付加価値を向上することで、自ら顧客を開拓し、新たな市場を創出していく林業へと発展させることも期待される。

イ 「森林空間の総合利用」による多様な資源を活かした複合型林業へ (資源の転換)

- ・農林水産省の統計によると、森林を伐採して木材 (丸太) を搬出・供給する「林業」の産出額は約2千億円/年である。また、木材を製材したり、合板・建材等に加工する「木

材・木製品製造業」の生産額は約2兆7千億円／年である。こうしたことから、森林が有する多様な資源のうち、木材資源を活用する林業・木材産業の市場規模は3兆円／年程度である。

- ・他方、森林が有する多様な資源を森林空間の総合利用を通して享受することができると考えられる関連産業としては、様々な業種・業態がある。例えば、観光・旅行業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉業等は、森林空間の総合利用と関連して様々なサービスが提供でき、そこから大きな市場を生み出せる可能性があると考えられる。（図表3-1）
- ・我が国の林業を巡っては、長年の木材価格の低迷もある一方、戦後に植栽された人工林は資源的に成熟しつつある。また、資源の充実に伴い、美しい森林景観や森林空間のアメニティの向上が図られ、観光資源として充実しつつある。このため、林野庁は林業・木材産業の生産性の向上や木材需要の拡大など、林業の成長産業化に取り組んでいるところである。さらに多様化してきた国民の価値観やライフスタイルの変化と相まって、前述したような形で森林空間を総合利用することが出来れば、林業経営において、新たな中間所得を得ることとなり、経営の健全化に大きく寄与することとなる。こうした観点からも、森林空間の総合利用は大きな意味があると言える。



図表3-1 森林・林業を取り巻く関連産業の状況

- ・全国の森林は、期待される機能に応じて区分されていることに加え、森林資源の総合的利用に関しては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（1989年法律第71号）で規定されているが、森林空間を利用して得ている便益は、全国の森林が有している潜在的価値のごく一部に過ぎない状況である。

- ・そこで、今後は、人工林のみならず利用可能な天然林を含めた森林空間を総合的に利用して、“健康・教育・観光”等の関連分野とも連携して、新たなアクティビティや様々なプログラムが開発され、ビジネスとして展開するなどの「サービス産業化」が期待される。このことは森林の有する潜在的価値を顕在化し、ポテンシャルを最大化することであり、こうした森林資源の充実による「森林空間の総合利用」と「林業の成長産業化」が車の両輪となることにより、森林経営の安定化と山村地域の活性化に寄与できるものと考えている。これらをトータルで捉えた「森林・林業の成長産業化」が必要である。

ウ 「公共サービス」としての森林空間の総合利用から、「サービス産業」としての森林空間の総合利用へ（サービスの目的・質の転換）

- ・これまでの森林空間の総合利用に関わる施策は、住民福祉の向上とともに、第一次産業が衰退し、過疎化・高齢化が進展する農山村地域において、新たな観光資源を開発したり、林業事業者等における通期の雇用を創出したりするといった、公共サービスとして施設の整備や維持管理がされてきた場合が少なくない。
- ・また、森林空間の利用に供される森林は、水源涵養機能、山地災害防止、保健・レクリエーション機能など、いわゆる森林の有する多面的機能の総合的かつ高度な発揮が期待されていることから、森林空間の総合利用と一体となって、公共サービスとしての保全・整備がなされてきた森林である。
- ・しかしながら、近年は森林空間利用に対するニーズへの対応が不十分であったり、地方公共団体の財政面・人材面の制約等から、森林総合利用施設が老朽化したり、プログラム提供が縮小したりしており、これらを改善することにより公共サービスとしての森林の整備・利用から、サービス産業としての森林の整備・利用への転換が図られることとなる。

② 「地方創生」を加速する「森林空間の総合利用」の可能性(3つの視点)

ア 新たな価値・魅力の創出を通じた地域ブランディングによる「交流人口増大」「移住促進」（担い手の拡大）

- ・2014年に日本創生会議が「消滅可能性都市」という概念を提示し、地方自治体による人口減少社会への対応の必要性を訴えている。中でも「若年女性」（20～39歳）の人口減少が大きな要因となっており、若者の移住促進への要請は高まっている。
- ・近年、ライフスタイルの転換や地方創生への注目の高まりにより、地方への移住に関心を持つ主体は増加傾向にある。しかしながら、“田舎暮らし”や“古民家”等に魅力を感じる潜在層は、一定程度で掘り起こしがなされてきたと言われており、新たな山村地域の価値・魅力の創出していくことが必要と言われている。
- ・こうした中、例えば、自然豊かな地方での子育てに魅力を感じる子育て世代が多い中で、全国各地で「森のようちえん」に子どもを通わせるために、地方に移住する子育て世代が増加しつつある。

- ・さらに、図表3-2のように、近年は若年女性の嗜好性に合った、森林空間を利用した多様で新たなアクティビティが台頭しており、このような新たな価値・魅力の創出を通して、地域ブランディングを図ることも考えられる。
- ・そこで、山村地域に頻繁に通ったり、二地域居住したり、身近な森林・里山等を活用して、日常的にアクティビティに取り組むといった新たなライフスタイルを訴求し、若者と農山村地域の森林との新たな関わりを生み出し、関係人口を増大・多様化させることにより、移住促進を働き掛けることも可能と考えられる。



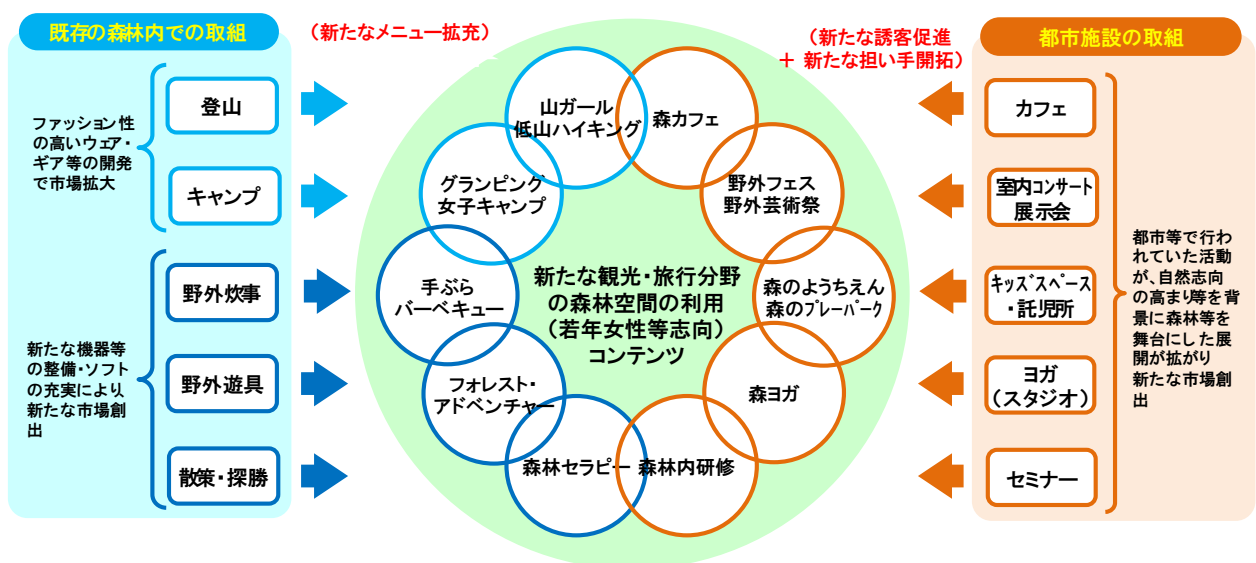
図表3-2 森林空間を利用した新たなアクティビティ

イ 既存産業の強化・新産業創出・雇用創出 (産業の拡大)

- ・これまで、森林を舞台にして行われてきた登山、キャンプ、自然散策等の参加者は、愛好者が中心になっている場合が多い。また、森林総合利用施設等も、地域向けの住民サービスとともに、農山村地域に新たな観光資源を開発したり、林業事業者での通年雇用等を促進したりするために、公共サービスとして整備・維持管理されていることが多い。
- ・近年、女性も関心を示すようなファッション性の高い洋品や道具等が開発されたり、新たな機器・プログラム等が開発されたりする中で、山ガール、グランピング、フォレスト・アドベンチャー、森林セラピー®等が台頭している。これらは、女性でも気軽に参加し、心地よく滞在ができたりするなど参加者層の裾野が大きく広がるとともに、ホスピタリティや娯楽性が高められ、「サービス産業化」することで、付加価値を高めて客単価を高めるようなことも指向されている。
- ・さらに、近年は自然や健康を志向するライフスタイル等への関心等の高まり等を背景に、これまで都市部の室内で行われてきたコンサート・ヨガやセミナー・託児等が、野外フ

ェスタ・森ヨガ・森林内研修・森のようちえん等として、森林等の自然環境を利用した新たな取り組みも拡がりを見せている。（図表3-3）

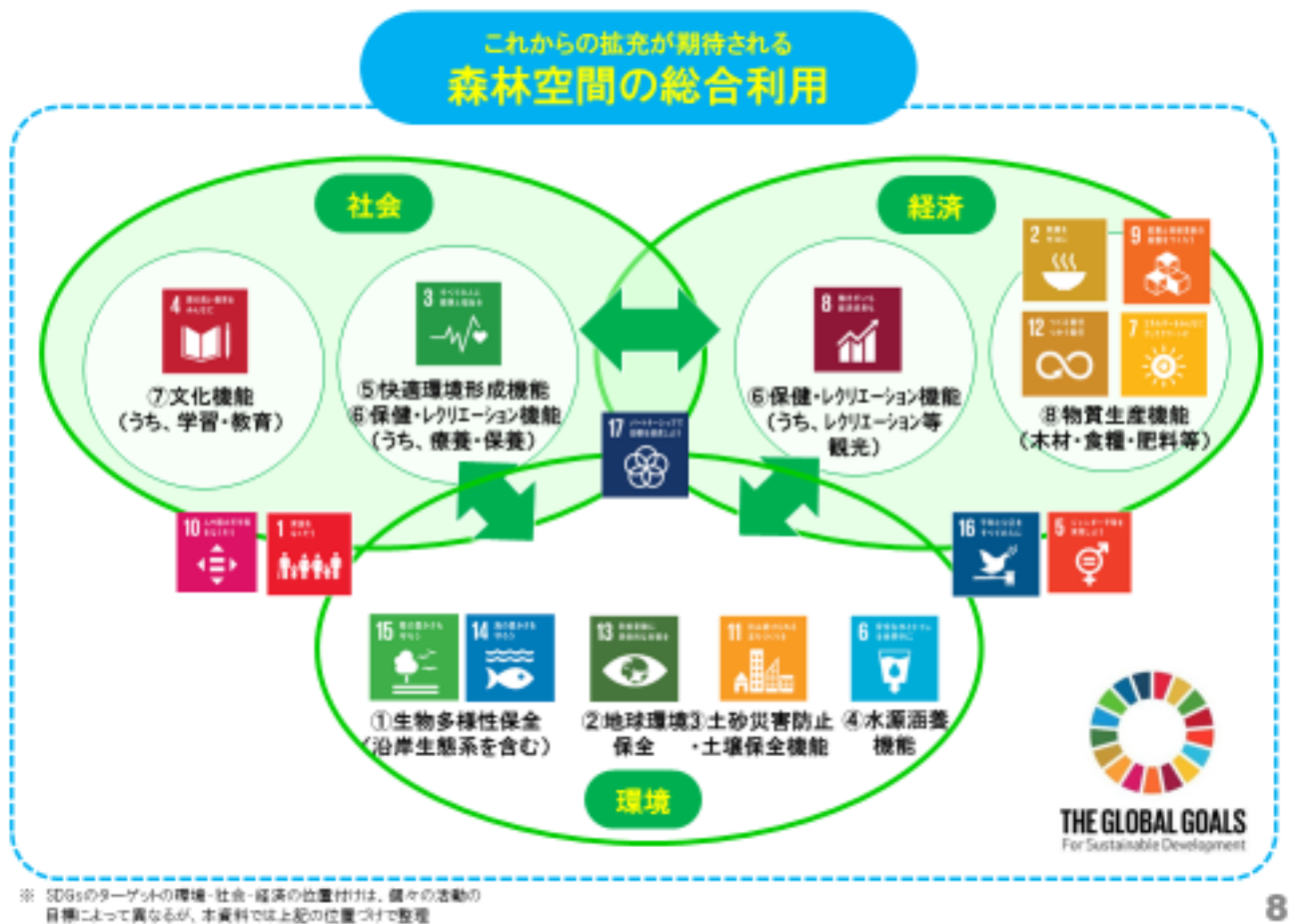
- ・そこで、これらのプログラムを開発し、地域で創成して提供することで、既存産業を強化して、新産業を創出し、新たな雇用創出につなぐことができると言える。
- ・特に、都市部でこれらのサービス業に従事してきた者が、移住等を契機に、農山漁村で起業する事例も見られる。こうしたことから、農山村地域に新たな起業・創業（事業継承を含む）の主体を開拓・育成していく観点からも、これらのプログラムを開発・集積していくことも重要と言えよう。



図表3-3 既存のプログラムの上質化と都市部で展開される取り組みの受入による既存産業の強化・新産業の創出(イメージ)

ウ SDGs 視点で相乗効果を発揮させる施策展開の促進—先行モデルの創出（統合的実施を指向する施策を拡充）

- ・SDGs は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体で経済・社会・環境の側面から統合的に「持続可能な社会づくり」を推進するものであり、山村地域においても、経済・社会・環境を統合した政策を推進することで、分野を越えた相乗効果を発揮させながら、地域課題の解決と地方創生を推進するものである。
- ・特に、山村地域は行政機能の資源（財政面・人材面）とともに、地域資源（人口・地場産業）も縮小している中では、限られた資源を活用して実施する施策について、相乗効果を発揮させ、効果が最大化するように工夫することも求められている。
- ・こうした中、森林資源は環境・社会・経済の三側面と相互不可分の関係にあり、国連森林フォーラムは、「持続可能な森林経営」を通して17目標のうち14目標の達成に貢献できると整理しており、森林と関わった活動は、SDGsの多くの目標の達成に寄与できることとなる。



図表3-4 「森林空間の総合利用」とSDGsの関係性

- ・特に、2019年度には「森林環境譲与税（仮称）」が創設されることを踏まえ、この財源や都道府県の独自課税等を活用して分野横断的に地域課題の解決に取り組む好機と言える。
- ・そこで、森林・林業施策の推進に当たっても、山村地域におけるSDGsの先行モデルとして、森林の多面的機能の維持発揮（環境）と林業・木材産業の再生（経済）とともに、医療・福祉や教育・学習支援等（社会）や観光・旅行等（経済）との統合（連携・協働）を通して、相乗効果を発揮させ、効果を最大化できるように工夫しながら地域課題解決に挑戦することは重要な意味を持つてくることになる。（図表3-4）
- ・企業においても、「企業の森」等における同様の活動は、SDGsのモデルになり得ると言える。

（2）「森林サービス産業 ～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～」とは

① 基本的な考え方

- ・1980年代から全国各地で促進されてきた森林空間の総合利用は、山岳・峡谷・森林・草原等の景勝地や高原リゾート・温泉地・別荘地等の周辺に、散策路・展望台・休憩施設等を整

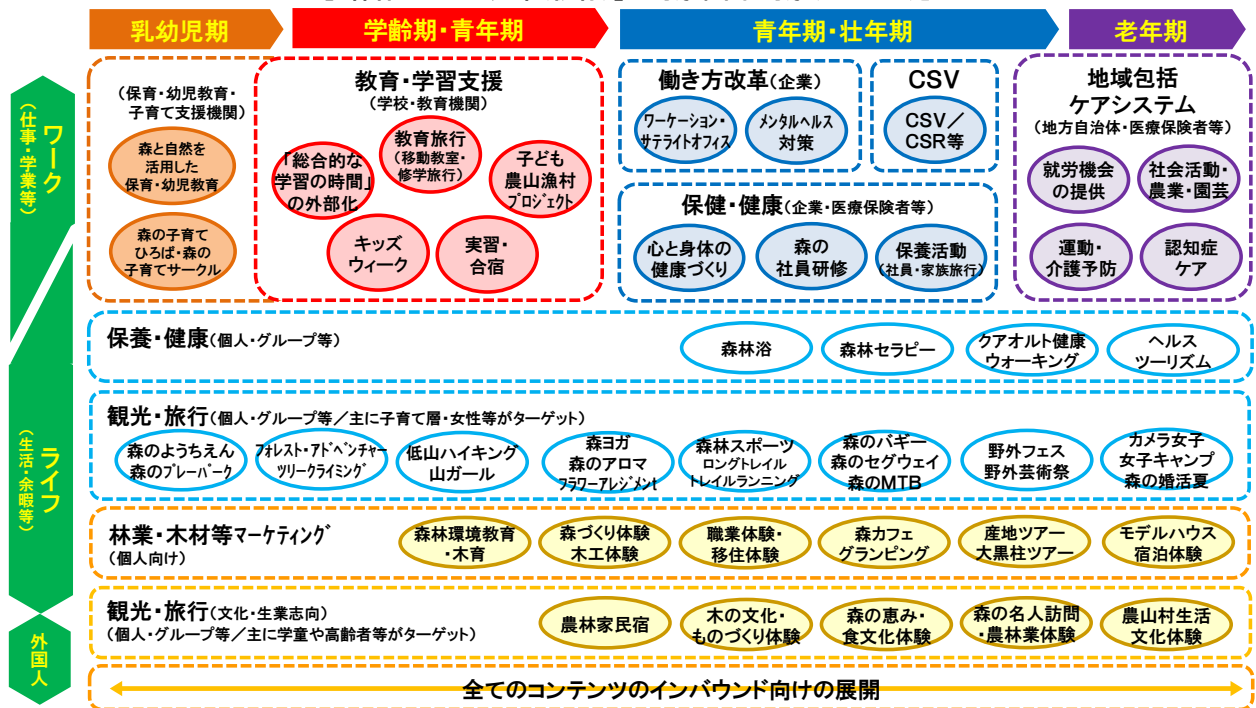
備したり、展望台・吊り橋や自然探勝路、アスレチック・遊具や広場、展示・飲食施設等を集積した森林公園やキャンプ場等を整備したりする取り組みが多くを占めてきた。

- ・これらの取り組みは、山村地域における新たな観光資源開発や雇用創出等の観点から公共施設として整備されるケースが多いことも影響して、総じてハード整備が中心で、ソフト整備は限定的であった。
- ・そのため、一部の愛好者を除いて、多くの観光客・来訪者は、眺望地を訪問し、移動途中に風景として森林を楽しむような通過型の訪問・滞在が少なくない状況にあり、森林空間が生み出す五感への恵みを十分に享受する機会は限定的であった。
- ・しかしながら、近年は自然・地方志向が高まるとともに、多様化した国民の嗜好性に合わせて、医療・福祉、教育・学習支援、観光・旅行、娯楽等の各分野において、「森林等の自然環境が有しているポテンシャル」や、「森林空間が生み出す五感への恵み」を活用した多様なサービスが誕生しつつある。
- ・産業化とは、これまで価値がなかったもの（価値を見い出せていなかったもの）を、価値があるものに変えていくことである。つまり、これまでの森林空間の総合利用においては、「森林等の自然環境が有しているポテンシャル」や「森林空間が生み出す五感への恵み」の価値を引き出すソフトが十分に構築されていなかったが、近年の新たなサービスの台頭は、医療・福祉、教育・学習支援、観光・旅行、娯楽等の視点も援用して、それらの現代的な価値を引き出して、価値化してビジネス化を図り、これをSDGsとの関わりで集積して産業化に繋いでいける可能性があることを示している。
- ・また、多様化した国民の嗜好性に合わせた多様なサービスを森林空間において創出することは、これまでアウトドアや森林・自然への関心が乏しい国民層等と森との繋がりを創出することにも繋がっていくと言え、新時代の「森林づくり国民運動」の展開としても可能性を秘めた取り組みと言える。

②「森林サービス産業～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～」とは

（森林サービス産業）

- ・「森林サービス産業」とは、森林空間が生み出す恵みを活用して、老若男女の多様な生活者を意識したサービスを、地域内で複合的に生み出す産業である。
- ・「森林空間が生み出す恵みの活用」とは、森林空間が有しているポテンシャルや、森林空間が生み出す五感への恵み等の価値を積極的に引き出し、活用することである。
- ・「多様な生活者を意識したサービス」とは、乳幼児期から学齢期・青年期・壮年期・老年期のライフステージ毎に、ワーク（仕事・学業等）とライフ（生活・余暇等）の多様なシーンに合わせて提供される、医療・福祉、教育・学習支援、観光・旅行、娯楽等の高付加価値のサービスである。
- ・「地域内で複合的に生み出す産業」とは、地域内の森林空間を活用して医療・福祉、教育・学習支援、観光・旅行、娯楽、林業等に関わるサービスを複合的にビジネス化して、集積し、複合的サービスの相乗効果を発揮することを目指していくものである。



図表3-4 「森林サービス産業」の対象範囲・対象(イメージ)

・総じて、「森林サービス産業」は、森林空間において、それぞれのライフステージにおける様々な分野のサービスの品質の向上や多様化を図ることで既存の森林空間の総合利用を強化しつつ、新たなサービスを創出し、集積してビジネス化するもので、相乗効果を発揮させて、産業としての成立を目指すものである。

(新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造)

- ・日本は、国土の約7割が森林に覆われており、OECD加盟国の中でも世界第2位の森林面積率を誇る。
- ・加えて、古くから我が国では、雄大さとともに厳しい自然環境を恐れ敬い、山に畏敬の念を抱き、自然との共生の知恵・技が生まれ、それらを匠みに活かした「木の文化」なども培われてきた。
- ・その一方で、急激な高度経済成長による都市化や工業化・情報化の進展により、ライフスタイルが転換し、多くの日本人が森との関わりを喪失してきている。
- ・AI・IoT等の第四次産業革命を迎える中で、人類が持つ本来の役割を問い直していく際に、改めて日本が培ってきた森林や自然と人の共生する文化・ライフスタイルを再考し、取り戻していくことは重要と考えられる。
- ・特に、近年の成熟社会においては、「モノ」の消費に価値を見出す時代から、文化的な豊かさや心の豊かさ、体験や学びなどに価値を見出す「モノ・コト・サービス」が一体となった消費に価値を求める社会へと志向が転換しつつある。

- ・さらに、健康と環境等に配慮したライフスタイル（LOHAS：Lifestyles of health and sustainability）や、地域や人との関わりを重視するライフスタイルへの関心も高まっている。
- ・こうした状況を踏まえて、「森林サービス産業」は、山村地域において森林空間の総合利用を通して、雇用創出、関係人口の増大等を目指すとともに、森の恵みを活かして「コト・サービス」の創出を図りながら、「新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造」を目指していくものである。
- ・このように、「Forest Style」とは、各々のライフステージ・シーンにおいて、森林とのふれあいや森の恵みを採り入れていくことで、健康的・文化的で、楽しく心豊かな暮らしを育むとともに、地球環境と地域社会の持続性の向上にも貢献することを目指すライフスタイルである。

③「森林サービス産業～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～」の目指すもの（重視する5つの視点）

ア「地方創生」「林業の成長産業化」の強化に繋ぐ

～既存の地域政策・産業を強化する視点を重視～

- ・「森林サービス産業」の創出に際しては、山村地域が持続的に存立するように、活用される地域や周辺の風景を彩る森林が健全に存立するとともに、「地方創生」や「林業の成長産業化」にも資する取り組みとなるように計画することが重要である。
- ・そのため、「森林サービス産業」の創出に際しては、地域の森林・林業関係者と、森林サービス産業に関連する様々なステークホルダーの主体的な参画を図りながら、森林とのふれあいの基盤となる地域コミュニティの維持・発展や、地域の森林の適切な管理・保全が図れるような事業スキームを確立していくことが重要である。
- ・特に、経済社会の転換や国民の価値観・ライフスタイルの転換を踏まえて、既存の「地方創生」「林業の成長産業化」の政策・産業におけるこれまでの取り組みに捉われずに、新たな時代の要請に合わせて、それらを強化する観点から、「森林サービス産業」を連動・融合させていく視点が重要である。

イ SDGs 視点で関連施策・事業に繋ぐ

～効率的な施策・事業の実施に向けた統合的視点を重視～

- ・山村地域の保育所・幼稚園や学校等向けに、アクティブ・ラーニングを踏まえた森林・自然を活用した教育の推進に取り組むことは、都市部の保育所・幼稚園や学校等に対して質の高い体験活動や集団宿泊行事等の提供に繋げることができる。
- ・同様に、地域住民や地元事業者向けに、森林・自然を活用した心と身体の健康づくりの取り組みを行うことは、都市部の企業・医療保険者の従業員・加入者の心と身体の健康づくりの受入に繋げることにもできる。

- ・また、整備・保全を行った森林を、健康づくりや職員の研修の場として利用することなども想定される。
- ・さらには、移住予備群であり、主な住宅需要層でもある都市部の子育て世代向けに「森のようちえん」を行ったり、森林公園等のバンガロー等を、地域材を使ったモデルハウス等にして宿泊体験することは、地方創生に向けた移住促進策や、地場産業である林業・木材産業のマーケティングにもなり得るものである。
- ・こうした「森林サービス産業」の展開により、地域住民向けの教育・健康づくり等の教育・福祉政策と、都市住民向けの観光・旅行や林業・木材等の産業政策等が、有機的に連動することで相乗効果を発揮することもできる。
- ・こうしたことから、森林・林業施策を、SDGs 視点で分野を越えた関連施策・事業にも連動・融合することによって、相乗効果を発揮させて、効率的な施策・事業の実施に繋いでいくためにも、政策を統合的に実施する視点が重要である。

ウ 地域資源の特色・魅力を引き出して、都市と地方を繋ぐ

～地域主導で独自性・ストーリー性のある「森林サービス産業」の創出を重視～

- ・「森林サービス産業」の創出に際しては、地域の気候風土や自然環境、地域の歴史・文化や地場産業、地域の担い手や既存施設等といった地域資源の特徴を活かして、地域性あるプログラムの開発を促進するとともに、地域性を活かしたプログラムの集積を図っていくことが重要である。
- ・そして、これらを「(〇〇地域) Forest Style」等と称しながら、地域全体として独自性あるストーリーを構築していくことも重要である。

エ 国民の多様なライフステージ・嗜好性と森林を繋ぐ

～生活者を意識したプログラム等の開発の視点の重視～

- ・従来の公共サービスとして、普く広い国民等を対象と想定した「森林空間の総合利用」に向けた整備の方向性とは異なり、「森林サービス産業」の創出に当たっては、国民のライフステージやニーズに合わせたプログラム等の開発やその集積を図る視点を重視している。
- ・また、セルフガイドやボランティア等によって提供される低廉で簡易なプログラムではなく、器具・乗物等を活用した娯楽性の高い設備等の整備を通して、高品質でホスピタリティの高いプログラムの開発等を目指していくものである。
- ・また、それによって、通過型の観光・交流から長期滞在・リピートを志向するとともに、季節限定的な滞在からオールシーズンでの滞在を、さらには一部の愛好者等から幅広い生活者に対象を広げることを目指すものである。(図表3-5)
- ・こうした「森林サービス産業」は、例えば、「農泊地域」でのファミリー層の来訪促進を想定すると、子ども向けには「森のようちえん」が、母親は「森ヨガ」が、父親は「森のバギー」が、一定地域内で一体的に体験できることで、ファミリー層の誘客に際して訴求力が高められ、地域内の滞在時間を増大させるなど、魅力ある「農泊地域」の創設にも寄与すると考えられる。

図表3-5 「森林空間総合利用」と「森林サービス産業」の志向性の特徴(イメージ)

| 要素 | これまでの「森林空間の総合利用」 | これからの「森林サービス産業」 |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 基本的な整備の方向性 | 普く広い国民等が利用可能な 基盤的な「ハード整備」 | 多様な国民等のライフステージ・嗜好性に合わせた「ソフト群の集積」 |
| ソフトの性質 | セルフガイドやボランティア等により提供されるプログラム | 高品質でホスピタリティの高いプログラム 器具・乗物等を活用した娯楽性の高い設備 |
| 高品質ソフトの集積状況 | 個別団体が個々に実施して個別的 通過型 | 近似する志向性のソフトを集積 滞在型・リピート志向へ |
| 主たる利用者 | 森林・自然等の愛好者 マストツーリズム・保養滞在の観光客等 | 多様なライフステージ・嗜好性を持つ 幅広い生活者 |
| 利用時期 | 景勝地等における新緑・紅葉等、 スキー等は冬季等の時期が偏在 | テーマ志向のため、オールシーズンで 森林の四季折々の変化を愉しむ |

オ 新たな需要開拓に向けてF1層(20～34歳)と森林を繋ぐ

～消費・トレンド牽引層&移住予備層に訴求する視点を重視～

- ・「森林サービス産業」の創出に際しては、これまでの森林空間の総合利用では利用が限定的であるのに加えて、消費意欲が旺盛であり、新しいトレンドにも敏感で、他の世代や性別の消費にも影響力を与えるとされるF1層(20～34歳女性)に訴求する視点を重視したプログラムの開発と集積を図っていくことが重要と言える。
- ・その際に、近年F1層の参加が広がっているアウトドアのアクティビティは、総じてオシャレさ、カッコよさ、楽しさ、心地よさ、手軽さ等が備わっている。そこで、「森林サービス産業」の創出に際しても、それらが担保されたサービス群として開発・集積していくことが重要である。
- ・また、広報・プロモーションに際しても、既存の森林空間の総合利用の延長でのプロダクト・アウトの視点ではなく、ライフスタイルとしての「Forest Style」のオシャレさ、カッコよさ、楽しさ、心地よさ、手軽さ等を表現できるように、マーケット・インでのコミュニケーションを工夫していくことが不可欠である。
- ・特に、これまで山村地域で創出が目指されてきたソフトコンテンツは、拙速に集客を期待するあまり、当該サービスが都市部の顧客が期待する水準に満たない段階からプログラム提供し、結果として初動期に“負のブランディング”がなされ、取り組みが長続きしないケースが少なくない。

- ・他方、「森林サービス産業」に関わるコンテンツは、上述の通り、福祉施策と産業施策等を組み合わせながら、段階的に発展させることも可能なコンテンツも少なくないことから、着実にコンテンツの上質化を図っていけるように段階的・計画的に施策展開を図ることが肝要である。
- ・さらに、地方創生に向けても、多くの自治体が若年女性の移住促進を重点課題と捉えている一方で、山村地域では若年女性が求める職業・職種の求人が限られている場合が少なくない。こうしたことから、「森林サービス産業」を新たに農山村での女性の雇用創出に寄与する領域として捉えて、新たな起業・創業を促進する施策展開を行うことも有効と考えらえる。

(3) ライフステージに応じた「Forest Style」(イメージ)

人生100年時代のライフステージ毎に想定される「Forest Style」は、それぞれ異なってくるが、ライフステージ毎の特徴は以下の通りである。

① 乳幼児期(森と自然を活かした育ちと学びのスタイル)

- ・近年、国際的にも乳幼児期から忍耐力や社交性、自尊心といった「非認知能力」を育むことの重要性が指摘されている。そして、「非認知能力」を育むためには、子どもが「心動かされる体験」や「挑戦的な活動」ができるような、子どもの主体的な「遊び」を行える環境が不可欠である。森林等の自然環境は、多様性と流動性があり、五感を通して子どもたちを刺激しつつ、自由で主体的な遊びが行えることから、最適な環境とも言われている。
- ・こうした中、山村地域や都市部の郊外に居住・移住して、「森のようちえん」をはじめ、身近な森林・里山・樹林地等を活用した「森と自然を活用した保育・幼児教育」を重視する保育所・幼稚園・認定子ども園等を選択することも子育てのあり方(ライフスタイル)の一つとして拡がりを見せている。
- ・都市部に暮らしていても、週末や長期休暇には農山村を訪れたり、二地域居住しながら、週末型の「森のようちえん」等に参加したり、豊かな自然環境の中で子育てに積極的に取り組むライフスタイルが、今後拡がっていくことが期待される。

② 学童・学生期(グローバル時代の資質・能力を育む学びのスタイル)

- ・「第四次産業革命」が到来する時代においては、人工知能(AI)やロボットにはない、人間ならではの豊かな感性や人間性、コミュニケーション力が求められるが、これらの能力は森林等の自然体験を通して育むことができる。
- ・また、SDGsへの対応に当たっては、**循環型社会の形成に向けて**多面的で総合的なものの見方や思考力が求められており、森林を題材に経済・社会・環境を考える教科横断的な学びを通して、それらの能力を育むことができる。

- ・学童・学生期の学びの場として、森林・自然を活かした「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を重視した、学校教育・社会教育・家庭教育を実践していくことが重要である。
- ・さらに、2018年度からスタートしたキッズウィーク等には農山村を訪れたり、二地域居住をしながら、青少年教育団体や自然学校等の民間団体に取り組む体験プログラムに子どもを参加させたり、親子やグループで森林公園等の森林総合利用施設や少年自然の家等の青少年教育施設、民間施設等を訪れて、親子で森林を訪れていくライフスタイルが広がっていくことも期待される。

③ 青壮年期(健康的で能力を高めるワーク&ライフスタイル)

- ・都市化・自動化した都市環境は、生活面では利便性が高いが、硬直的・受動的な発想になりがちと言われている。また、「第4次産業革命」と言われる時代においては、新たなイノベーションが起き、人間としての労働の中味の転換が起こると考えられる。
- ・一方で、森林等の自然環境は、気候条件や動植物等の環境条件によって変化に富んでおり多様性、かつ流動的であり、自由で柔軟で能動的な発想が得やすいと言われている。社員研修等を自然豊かな保養地等で行うことで、クリエイティブな思考や新たなイノベーションを起こす発想力が育まれる。また、ワーケーションの拡大等により、山村地域での就労が拡大するなど働き方そのものが大きく変化することになる。
- ・また、人類は誕生してからそのほとんどは森の中で暮らしてきており、現代の都市化・自動化、IT化が進展した都市文明環境での生活は、常に慢性的なストレス状態であると考えられている。特に、働き盛りの青壮年期のサラリーマンは、その傾向が顕著に言える。
- ・こうしたことから、森林浴に代表されるように、森林等の自然環境に身を置くと五感を開放でき、心身が安らぎ、免疫力が高められ、心と身体の健康づくりにも寄与するという研究成果も蓄積されている。
- ・そこで、「宿泊型新保健指導」や健康保険組合の福利厚生施策等と連動したり、企業が取り組んでいる森林づくり活動（「企業の森」）に健康や教育の要素を加味したり、「プレミアムフライデー」や「働き方改革」による有休休暇の取得促進施策を活かしたり等しながら、「森林サービス産業」のサービスを享受しつつ、心と身体の健康づくりと様々な交流によるコミュニティをつくるワークライフバランスを保つライフスタイルが広がっていくことが期待される。

④ 老年期(医療・介護、世代間の交流と結びついたスタイル)

- ・戦後豊かな経済社会が実現し、平均寿命が伸び、「人生100年時代」、「生涯現役」が言われ、健康寿命の延伸による公的介護・医療費等の支出の抑制が求められている。
- ・こうした中で、定年退職後の「第二の社会活動」においては、「ゆるやかな就労」と「社会貢献活動」、「農業・園芸活動」、「身体機能の維持（リハビリ等）」を組み合わせたライフスタイルが想定されている。

- ・さらに、老年期に興味がある活動の調査では、50%以上の高齢者が「雇用されて働く」、「健康づくりの活動」、「自然と触れ合うことができる活動」に興味を持っている傾向が見られた。
- ・こうしたことから、高齢者は「森林サービス産業」の受益者とともに提供者・支援者等として関与することが期待できるため、高齢者が安心してサービスを享受できるようなプログラムを用意するとともに、サービスの提供や森林空間の整備に「ゆるやかな就労」や「ボランティア活動」等として携われるような仕組みを構築することが「森林サービス産業」の創出の下支えになるとともに、老年期の「Forest Style」のライフスタイルの創出にも繋がっていくと言える。
- ・なお、「森のようちえん」の子ども達が高齢者とふれあう活動を行ったりすることで、高齢者の生きがいつくりと健康づくりに繋げている事例も見られることから、世代間交流を組み合わせたライフスタイルの創出も有効と言える。

⑤ インバウンド(観光等のスタイル)

- ・訪日外国人は、豊かな自然環境や歴史・文化への関心が高いが、農山村の地域住民にとっては、代々引き継がれてきた地元の自然環境や歴史・文化が「当たり前」に存在するがために、その魅力を気づかずに眠らせてしまっている資源も少なくない。
- ・こうした資源を、インバウンドで訪れる訪問者の国では見られないような自然環境や、訪日外国人が関心のある歴史性・文化性の観点から価値やストーリーを付与することで、新たな観光資源となるものも少なくない。
- ・そこで、訪日外国人向けに、山岳信仰や地場産業と密接に関係する自然環境の訪問や、地域で代々引き継がれた歴史的・文化的な祭事・仕来り、地域に息づいた生業や生活様式・風習等の見学や体験等をプログラムとして開発することも有効と言える。
- ・こうした取り組みを通して、訪日外国人等の注目を高め、地域住民が「当たり前」に存在する地域資源の再評価に繋げて、改めて地域性ある森と人が共生するライフスタイルを継承していく契機となることも期待される。

第4章 「森林サービス産業」の創出に向けた課題と必要な施策

(1) 現状の「森林資源を活用した観光」の推進に向けた課題と可能性

森林サービス産業に関連する分野のうち、最も関連する分野である観光の推進に向けた課題等を整理すると以下のとおりである。

① 「森林資源を活用した観光」の推進に向けた課題と対応方向

- ・ 国有林「レクリエーションの森」がある自治体・観光協会等を主な対象に行った「森林資源を活用した観光に関する調査」（林野庁、2017年）では、森林等の地域資源等を活用した観光推進においては多様な課題を抱えており、それらの課題をグルーピングすると、
 - ① 人材面の課題（事業を担う中核的な人材、担い手がおらず、育成の仕組みがない）
 - ② 専門性の課題（観光・異業種等の専門性を有する事業者等とのネットワークがない）
 - ③ 資金面の課題（事業化のノウハウがなく資金不足で、施設が老朽化・不足している）
 - ④ 広報面の課題（効果的なプロモーション方法やリピーターの獲得方法が分からない）
 に整理することができ、これらの課題は「森林サービス産業」創出の実現に向けても同様の課題であると考えられる。

図表4-1 地方自治体・観光協会等の地域資源等を活用した観光推進における課題

| 【凡例】◎+○が50%以上が色付け。60%以上が太字 | | | | |
|----------------------------|--|-----|-----|-----|
| 分類 | 課題 | ◎ | ○ | ◎+○ |
| 【合意形成・事業の始動】 | 1. 中心人物・リーダー的存在がおらず、意見がまとめられない | 8% | 29% | 37% |
| | 2. 観光業者以外(例:地域住民等)の理解醸成が困難 | 7% | 34% | 41% |
| | 3. 何から取り組めばよいのか、課題抽出が不十分 | 9% | 42% | 51% |
| | 4. 課題は明確だが、取り組み方法が不明 | 11% | 27% | 38% |
| | 5. 民間主導になっていない(自治体が引張っている) | 21% | 36% | 57% |
| 【備える仕組み・体制】 | 6. 観光コンテンツ化の方法がわからない | 16% | 34% | 50% |
| | 7. 地域独自色の出し方がわからない | 17% | 30% | 47% |
| | 8. 観光客のニーズがわからない | 11% | 37% | 48% |
| | 9. リピーターの獲得方法がわからない | 13% | 39% | 51% |
| | 10. 効果的な情報発信の方法がわからない ・観光客の呼び込み方法がわからない | 19% | 39% | 58% |
| 【人材】 | 11. 事業黒字化のノウハウがない | 24% | 45% | 69% |
| | 12. 人手不足・担い手がない | 41% | 41% | 82% |
| | 13. 人材育成の研修方法がわからない | 18% | 43% | 61% |
| | 14. 外国語対応が困難 | 28% | 42% | 70% |
| | 15. 観光専門家や異業種へのアプローチがない | 17% | 34% | 50% |
| 【その他】 | 16. 資金不足 | 23% | 46% | 69% |
| | 17. 地理的条件・アクセスが悪い | 21% | 31% | 52% |
| | 18. 施設が老朽化・不足している | 21% | 35% | 56% |

④ マーケティング・プロモーション等の支援組織の紹介・斡旋(マッチング)の仕組みが必要

① 事業の中核を担う人材の開拓・育成の仕組みや、紹介・斡旋(マッチング)の仕組みが必要

② 観光・異業種の専門性を有する事業者を紹介・斡旋(マッチング)する仕組みが必要

③ 経営戦略の策定支援や補助金等の紹介、提携企業・事業継承者・投資家等の紹介・斡旋(マッチング)の仕組みが必要

引用: 林野庁経営企画課「地域資源等を活用した観光推進に資する連携強化のためのアンケート(2017年10~11月実施)」(N=158)

- ・ こうした課題解決に向けては、全国レベルで、以下のような山村地域の支援を行う仕組みづくりが必要と考える。

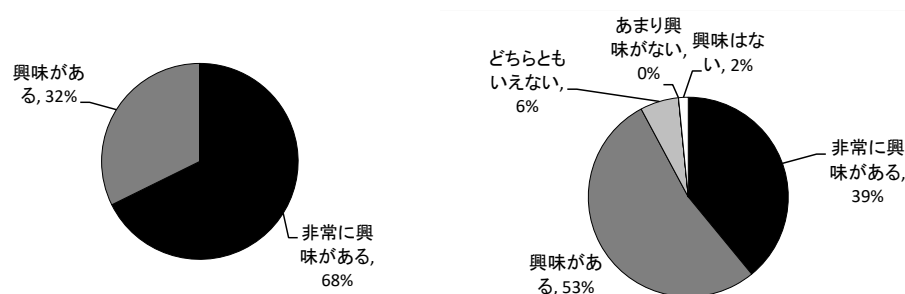
- ① 人材面の対応方向（事業の中核を担う人材の開拓・育成の仕組みや、紹介・斡旋(マッチング)の仕組みが必要)

- ② 専門性の対応方向（観光・異業種の専門性を有する事業者を紹介・斡旋（マッチング）する仕組みが必要）
- ③ 資金面の対応方向（経営戦略の策定支援や補助金等の紹介、提携企業・事業継承者・投資家等の紹介・斡旋（マッチング）の仕組みが必要）
- ④ 広報面の対応方向（マーケティング・プロモーション等の支援組織の紹介・斡旋（マッチング）の仕組みが必要）

② 「森林資源を活用した観光」への民間事業者等の関心

- ・2017年12月に林野庁が開催した「“森林資源を活用した観光”マッチング・セミナー」には、約350名の参加があり好評を博したところである。同セミナーの参加者のアンケートでは、今後ネットワーク等を設立した場合には、参画に非常に高い関心がある状況にあった。（図表4-2）

【①「森林資源を活用した観光」への関心】 【②ネットワーク等への参画への関心】



図表4-2 「“森林資源を活用した観光”マッチング・セミナー」アンケート結果

- ・これまで「森林資源を活用した観光」に関わるコンテンツは、登山やハイキング等に止まっており、観光事業者等はコンテンツが未開拓の状況にあるという認識を持っており、「森林資源を活用した観光」は今後発展の余地がある領域と捉えている傾向にあることが窺い知れた。
- ・こうしたことから、上記のような山村地域の自治体・観光協会等が抱えている課題は、民間事業者等とのマッチングで図ることで解決できる余地があると捉えられる。

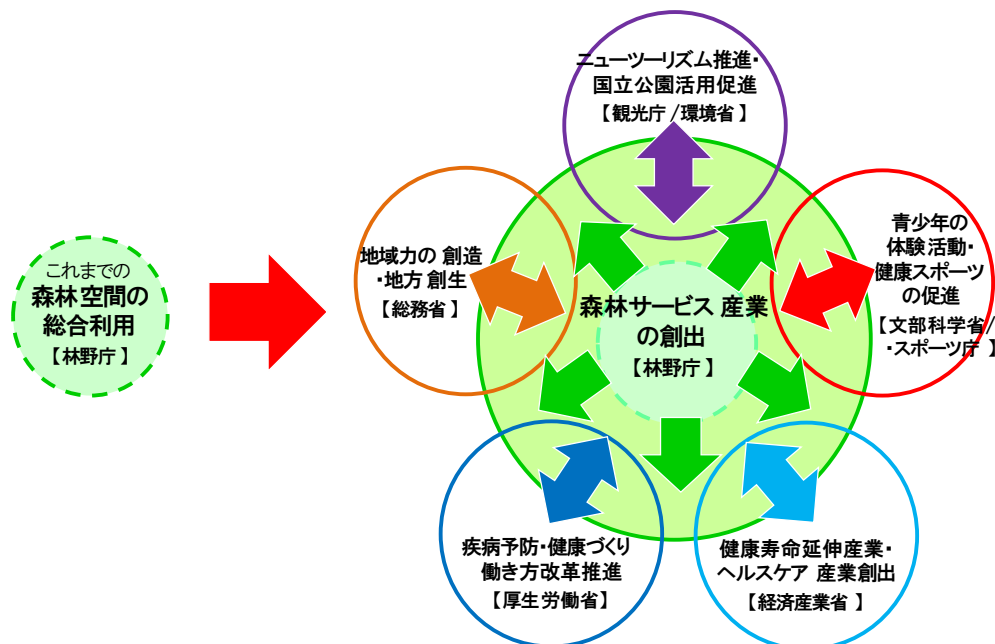
(2) 「森林サービス産業」の創出に向けて求められる施策

① 全国レベルの推進体制の構築と基盤となる情報等の整理

- ・地方自治体や観光協会の状況と、民間事業者等による意向等を鑑みると、各主体による自助努力だけでは、「森林資源を活用した観光」推進を図るには至らなかったという実情にあると言える。
- ・こうしたことから、「森林サービス産業」の創出に当たっては、全国レベルで官民が連携・協働した推進体制を確立して、幅広くその価値や意義・可能性や訴求をしながら、地

方自治体・観光協会や民間事業者等の実施主体の掘り起こしを図っていくことが必要である。

- ・特に、「森林サービス産業」は、医療・福祉や教育・学習支援、観光・交流から林業・木材の各分野の多様な社会的課題と一体となって、森林空間の総合利用を推進する取り組みであることから、分野を越えて取り組みを推進することが必要となる。
- ・こうしたことから、初動期においては政府（農林水産省・林野庁）の強いリーダーシップのもと、関連省庁・関係団体とも緊密な連携・協働を図りながら、地域の関係者にも広く取り組みを呼びかけていくことが重要である。
- ・その際には、全国レベルでの先導的な取り組みについて情報収集と事例分析を通して、「森林サービス産業」の創出プロセスや事業モデルのあり方等を整理して、手引き・ガイドブック等を制作することも必要である。
- ・また、「森林サービス産業」への潜在的な需要から具体的な需要により効果的に高めていくためには、
 - 森林空間利用がもたらす効果（エビデンス）の発信・共有・蓄積
 - 需要側と供給側での効果的な情報の共有のしくみの構築
 - 地域における推進体制の整備や人材育成
 を図る施策を展開していくことが肝要である。



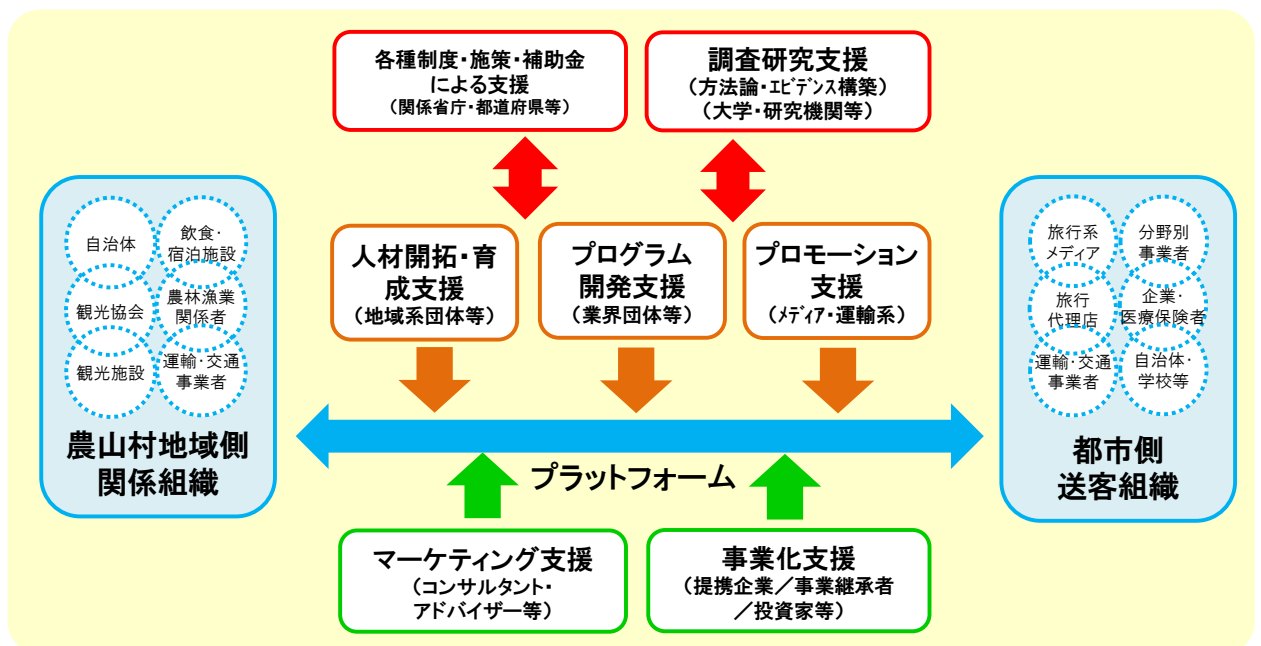
図表4-3 関連施策・産業と連携した「森林サービス産業」の創出(イメージ)

② プラットフォーム創設とマッチング促進・課題解決の仕組みづくり

- ・山村地域内で「森林サービス産業」を創出するに当たっては、地域内で分野やセクターを越えて、多様なステークホルダーの参画を得ることが必要であることは言うまでもない。その上で、森林空間が有する価値・魅力を引き出しながら、ターゲットのニーズに合わせて高品質のプログラムを開発し、誘客に向けて受入体制を構築した上で、誘客に向け

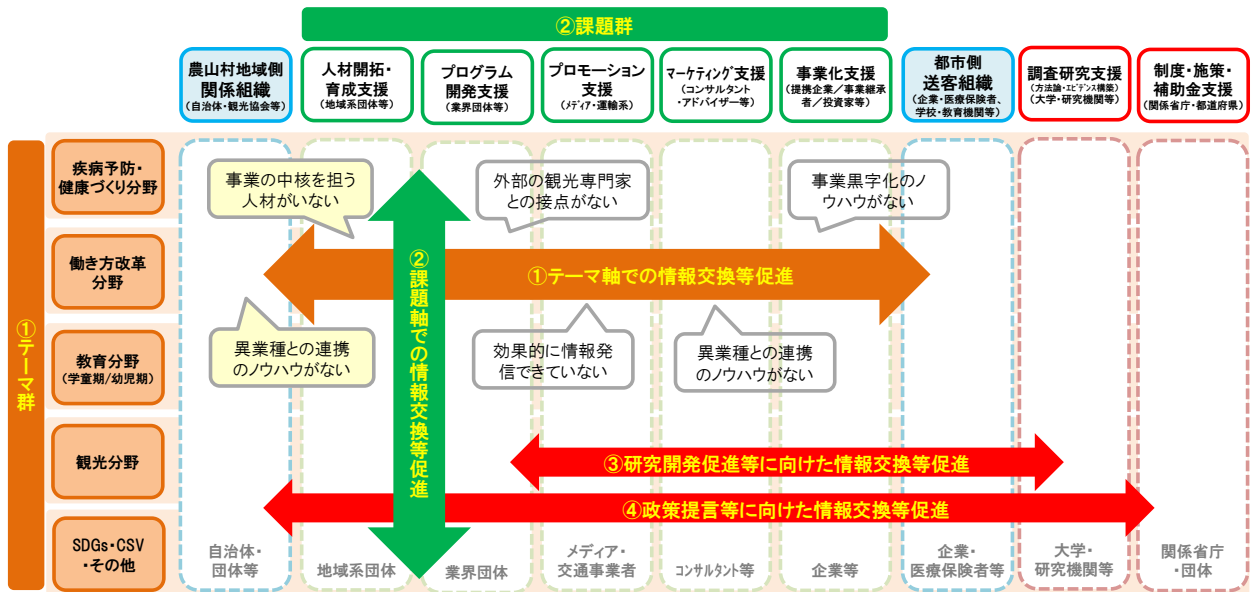
て都市側へのプロモーションを行う必要があり、場合によっては新たな人材の発掘や育成が必要となる場合も想定される。

- ・こうしたことから、「森林サービス産業」の創出を着実かつ効率的に実施するためには、初動期には地域内及び近隣の事業者等だけで行うことは難しく、地域外の専門的なノウハウやネットワークを有する専門家や山村地域に誘客する事業者等と連携・協働して、推進体制を構築することが重要である。しかしながら、多くの山村地域は、これらの組織や取り組みを支援する行政機関、試験研究機関等とのネットワークが未開拓の場合が少なくない。
- ・そこで、これから「森林サービス産業」の創出に取り組もうとする山村地域が必要とする、人材確保・育成支援からプログラム開発支援、マーケティング支援、事業化支援、プロモーション支援、公的支援、調査研究支援等を行える専門家、さらには都市側の誘客支援組織が、容易にマッチングが図れるように、全国レベルの共通的な推進基盤としてプラットフォームを整備することが必要である。
- ・その際には、「森林サービス産業」に係る幅広い分野の専門家等の参画の促進に努めるとともに、多岐にわたる課題にも対応できるようなマッチング機会を設定したり、コーディネーター・アドバイザー等を配置したりすることが重要である。



図表4-4 「森林サービス産業」創出に向けたプラットフォームの全体枠組み(イメージ)

- ・プラットフォームは、森林サービス産業の創出のため、山村地域が抱える課題解決に向けた事業者等とのマッチングが中心になると想定されるが、併せて、全国レベル・業界全体の課題解決等に向けた方法論の確立や推進の仕組みづくり、プロモーション等に向けて、「①テーマ軸」や「②課題軸」での課題解決、「③研究開発促進等」、「④政策提言等」に向けた情報交換を行う機能を持つことも重要といえる。

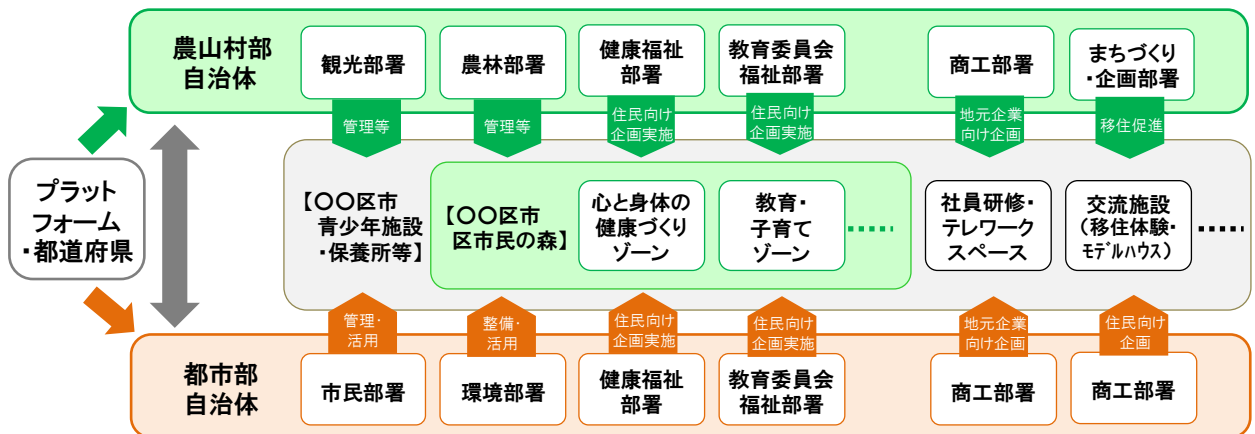


図表4-5 プラットフォームにおける課題解決に向けた多様な取り組み(イメージ)

③ 地域レベルのプラットフォームの確立支援・先導モデルの創出支援

- ・「森林サービス産業」の創出は、持続可能な地域社会づくり・森林づくりと一体となった取り組みを推進していくことが基本と言える。
- ・また、地域内でプログラムを提供している多様な施設や事業者の情報を集積したり、相互に紹介し合ったりしながら、幅広く顧客に情報発信できるような体制を確立することも必要である。
- ・さらに、個々の事業者のプログラムの品質が、地域内の他社のブランド形成にも影響を与える可能性も考えられることから、地域内でプログラムの水準を統一したり、グレーディング（格付け）したり、第三者評価を踏まえて紹介・斡旋の優先度を調整するなどの仕組みづくりを行うことも必要となってくることも想定される。
- ・こうしたことから、地域内で「森林サービス産業」を行政、観光協会・DMO、森林関係団体をはじめ、中核的に取り組む幅広い分野・セクターの関係主体が一堂に会して、「森林サービス産業」推進地域としての地域経営を協議していくような地域レベルのプラットフォームの確立を支援していくことが重要と言える。
- ・また、初期の段階では成功事例も少ない「森林サービス産業」を、幅広く全国の山村地域に取り組みを呼びかけていく上で、参考となるような先導モデルの存在が重要となる。
- ・さらに、都市住民や都市の企業・医療保険者、学校・教育機関等に「森林サービス産業」のコンテンツの導入を全国に呼びかけて、「森林サービス産業」を推進する地域をバランスよく創出していくことが必要となる。
- ・また、「森林サービス産業」は、単に幅広い分野のコンテンツを集積するだけでなく、分野を越えた新たな連携・協働によるイノベーションを通じた既存産業の強化や新産業創出も目指しているため、新たな異分野連携・協働に果敢に取り組む地域を掘り起こしていくことも必要となる。

- ・また、新たなイノベーションに向けては、森林公園等においてマーケット・サウンディング等を行い、新たな民間投資を得た公民連携による施設運営に取り組むなど、意欲的で独創的な取り組みを掘り起こしていくことも必要である。
- ・また、2019年から「森林環境譲与税（仮称）」が創設され、人口が集中する都市部の自治体にも一定額が配分されることとなる。こうしたことから、都市部の自治体の姉妹都市・友好都市の森林や、農山村地域に設置している「少年自然の家」「保養所」「区民・市民の森」等において、子どもたちの教育の質の向上や、住民の予防・健康づくりの促進等を行えるよう条件整備を、農山村地域の自治体とも連携・協働して行うことも考えられる。（図表4-6）
- ・そこで、全国でバランスよく先導モデルを創出するとともに、異分野連携・協働による既存産業の強化や新事業創出、さらには公民連携の先導モデルを創出するために、財政支援を含めた総合的な支援施策を措置することが必要である。



図表4-6 都市部自治体の少年自然の家・保養所等を活用した「森林サービス産業」創出(イメージ)

④ 人材確保・育成の仕組みづくり

- ・山村地域の実情を鑑みると、先のアンケート結果からも分かるように、「森林サービス産業」創出の中核を担う人材の確保・育成が重要な課題として指摘されている。
- ・こうしたことから、地域の意欲のある担い手のスキルアップのために、集合研修の開催やアドバイザーの派遣等の仕組みづくりを行うことが重要である。
- ・しかしながら、多くの山村地域において担い手不足が深刻であることから、例えば「地域おこし協力隊」等の枠組みを活用しながら、山村地域の起業に意欲のある者を掘り起こして、山村地域にマッチングしていくような仕組みづくりも必要である。
- ・特に、「地域おこし協力隊」は資金面と経営ノウハウ面に課題を有する人材が多く、起業・事業化に関する研修へのニーズが高いことから、「森林サービス産業」の創出を目指す複数地域が連携・協働して、「森林サービス産業」の人材確保に適した媒体・機会に共同で広報・募集を行ったり、起業・事業化に関する研修を共同で行うなどの人材確保・育成の仕組みを構築することが重要である。（図表4-6）

- ・さらには、山村地域で多様な分野にわたる「森林サービス産業」を創出・集積していく際には、地域経営の視点から地域ビジョンや計画を策定したり、公民連携や分野を越えた連携・協働を調整するコーディネーター等の存在が不可欠である。しかしながら、行政機関においては、短期間での異動が通例であり、専門的な人材が育ちにくい状況にもあることから、地域の林業政策等について豊富な知見を有する「地域林政アドバイザー」等の枠組みも活用しながら、行政機構内の担い手を開拓・育成する仕組みづくりも一方策と言える。



図表4-7 複数地域が連携した地域の人材確保・育成の取り組み(イメージ)

⑤ プロモーションの促進

- ・山村地域が「森林サービス産業」の創出に向けた取り組みを持続的に発展させていくためには、新規顧客の開拓に繋がるような条件整備を図っていくことが重要である。
- ・そこで、導入段階では、F1層への訴求力があるメディア等とも連携・協働しながら、「Forest Style」の世界観が着実に訴求できるように、オシャレでカッコよく、楽しさや心地よさ、手軽さ等を表現できるようにコミュニケーションを取りながら、ブランディングを行うことが重要と言える。
- ・また、森林分野と関わりの深い「みどりの日」(5月4日)や「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「山の日」(8月11日)等に重点的なプロモーションを行うことも一方策であるが、併せて健康分野の取り組みであれば、紅葉の美しい秋季に強化月間が設定されている9月の「健康づくり普及月間」、10月の「体力づくり強化月間」、「健康強調月間」等と連携・協働したプロモーションを促進することも一方策である。
- ・さらに、2泊3日の森林浴で免疫力が高まり、その効果が1か月間持続するといった研究成果や、月に1回以上の森林散策の習慣があると、メンタルヘルス不全を患う割合が1割減少するといった研究成果を参考に、企業・医療保険者等とも連携して、月に1度は森

林への訪問を呼びかける国民運動を「Go Forest 運動（仮称）」として行うことも一方策と言える。

(3) 「森林サービス産業」の創出に向けた、新たな森林づくり国民運動の展開 ～多様なステークホルダーへの提案～

「森林サービス産業」は、様々なライフステージにおける多様な分野のサービスの品質の向上の多様化を図ることで既存産業を強化しつつ、それらを集積することで、相乗効果を発揮させて、新産業の創出をも目指すものである。

こうしたことから、まずは揺籃期においては、既存の取り組みを行っている幅広いステークホルダーが、「森林サービス産業」の創出を見据えて、個々の領域で既存のサービスの品質の向上・多様化に向けた取り組みを行うことが重要である。

林野庁と国土緑化推進機構・美しい森林づくり全国推進会議では、これまで地球環境保全に向けた「森づくりの循環」の再生に向けて、森のための4つのアクション（「森にふれよう」、「木をつかおう」、「森をささえよう」、「森と暮らそう」）を呼びかける森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」に取り組んできたところである。

この度、「森林環境税（仮称）」及び「森林環境譲与税（仮称）」が創設されることを鑑みると、これまで行ってきた森林づくり国民運動は、一定の成果を得たと考えられ、次なるステージへとステップアップしていくこと、つまり新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造に向けた「森林サービス産業」の創出を呼びかける国民運動として発展させることが必要であると考えられる。それはSDGsの時代を迎えた今日、重要な課題といえる。

そこで、森林との関わりが深い以下のステークホルダーに、以下のような取り組みを開始することを提案する。

① 山村地域の自治体関係者へ

：山村地域が有する豊かな森林資源を活かした骨太の「地方創生」の推進を

- ・観光分野は成長戦略や地方創生の核と位置付けられているが、森林は北から南まで多様性があり、暮らしと繋がりながら多様な生業・文化を育んできたことから、地域の独自性を表現することは、地域の重要な観光資源のひとつと言える。
- ・特に、2019年には「森林環境譲与税（仮称）」が創設され、森林分野では新たな取り組みが胎動し、関連分野からの関心が高まるこの好機に、山村地域が有する豊かな森林資源を活かして、地域性ある骨太の「地方創生」の取り組みが期待されている。
- ・特に、近年、教育・健康・観光等の多様な分野で新たな「森林サービス産業」の萌芽的な取り組みがはじまっているが、これらは地域の子どものための教育、地域住民の健康づくりのために行う地域福祉施策と、都市部の学校、保育所・幼稚園等の教育旅行、都市部の企業・医療保険者の従業員・加入者の健康づくり、個人・家族・グループ向けの教育・健康志向の観光・交流といった産業施策と自律する循環型社会を形成する国民的課題とが一体的に展開できる取り組みでもある。

- ・また、特に移住予備群であり、主たる住宅需要層の子育て世代等を対象に、森林空間を活用した観光・交流施策に取り組むことは、関係人口の拡大・移住の促進から、**新たなコミュニティ創出とともに**、地域の林業・木材産業等のマーケティングにも寄与すると考えられる。
- ・こうしたことから、地方自治体が先導して、地域内外の多様な分野の事業者等とも連携・協働して、森林を核とした分野横断的で骨太な「地方創生」を推進することが期待される。

② 森林総合利用施設関係者へ

：山村地域における「森林サービス産業」の創出拠点に

- ・これまで全国各地で整備されてきた森林公園等の森林総合利用施設は、幅広い国民等が森林とのふれあいを行う上での基盤的な施設として整備されてきているところである。
- ・「森林サービス産業」の提供に際しては、散策路や休憩所・トイレ等から駐車場といった基盤的なインフラが必要不可欠である。また、幅広い分野のサービスの実施場所が分散的ではなく、物語とともに一定のエリアに集積していることが有効である。さらには、多様な分野の情報が、それぞれ実施主体毎に別々に情報提供されるのではなく、一か所に集積している方が機能的である。
- ・こうしたことから、「森林サービス産業」を創出するに当たっては、これまで整備されてきた森林総合利用施設は、物理的・情動的に中核的な拠点施設として位置づけられるとともに、多様な民間事業者等が参画するプラットフォームのとりまとめ役としての機能も期待される。

③ 森林所有者・林業経営者へ

：「林業の成長産業化」を補強する「森林サービス産業」の展開を

- ・我が国の製造業の「モノづくり」は、熾烈なグローバル市場を生き抜いていくために「モノ・コト・サービス」へと発展していくことが求められている。
- ・一方で、近年は農産物をはじめとして繋がり志向・地域志向・本物志向の消費者も増えている。
- ・こうした中で、地域の森林空間において様々な体験活動等の“サービス”を提供することで、地域の森林への理解や愛着を醸成し、地域材に“コト”の付加価値を創出することの可能性も考えられる。
- ・さらに、こうしたことは、植えて、育てて、収穫するまでの間の新たな中間所得の獲得となり得るとともに、顧客との顔が見える関係づくり（関係人口の拡大）にも繋げていくことができると考えられる。
- ・そこで、グローバル市場における「林業の成長産業化」を着実に図っていくために、森林所有者・林業経営者として「森林サービス産業」にも取り組んでいくことが期待される。

④ 観光・交流事業者等へ

：日本の特色を活かした、山村地域における新たな観光コンテンツの開発を

- ・我が国は国土の約7割を森林で占め、北から南まで多様性がある森林が育まれてきた。また、山岳信仰をはじめとして、特色ある自然共生の知恵・文化を育むとともに、「木の文化」をはじめとして、暮らしと繋がりながら、多様な生業・文化も育んできた。
- ・このような特徴を有する森林資源は、山村地域において訪日外国人に対して、独自性ある観光コンテンツとなる可能性を秘めた資源と考えられる一方で、これまでは十分に活かされていない場合が少なくない。
- ・他方で、近年は野外フェスタや森ヨガを代表に、都市部の施設内で行われた娯楽・教育・健康分野の取り組みが、自然豊かな山村地域の大自然を舞台に実施されるアクティビティが増えてきており、その働きかけを促進することも期待される。
- ・こうした森林を舞台にしたアクティビティを「Forest Style」として、訪日外国人や国内の新たな観光・旅行者に向けて提案して、「森林サービス産業」の創出に取り組んでいくことが期待される。

⑤ 都市部の自治体関係者へ

：姉妹都市や青少年教育・保養施設等を活用した、新たな住民福祉を向上する取り組みを

- ・これまで都市部の自治体においては、山村地域の自治体と姉妹都市・友好都市といった形で協定等を締結して交流活動を取り組んだり、少年自然の家等の青少年教育施設や保養施設等を設置したりして、住民福祉の向上等を図る施策が多く見られる。
- ・これらの取り組み・施設は、高度経済成長期・安定成長期を中心に設置され、一定期間が経過する中で、取り組みが停滞したり、施設が老朽化するケースが少なくない。
- ・しかしながら、前章で紹介したように、近年はグローバル時代における教育の質の向上や、予防・健康づくりを重視した福祉施策の展開等の観点からの新たな森林空間の総合利用への要請が高まるとともに、自然・地域志向の高まりやライフスタイルは多様化する様相を呈している。
- ・他方、2019年から「森林環境譲与税（仮称）」が創設され、人口が集中する都市部の自治体にも一定額が配分されることとなる。
- ・このような状況を踏まえ、山村地域のみならず都市地域においても森林の整備や地域材の利用のみならず、森林空間の総合利用にかかる施策の展開等の取り組みが進むことを期待したい。
- ・こうした取り組みは、山村地域の自治体にとっても、地域の子どものための教育の質の向上や住民の予防・健康づくりの促進等にも活用できるとともに、地域の森林整備の促進、地域材利用の拡大、交流人口の拡大といった地域の活性化にも寄与する取り組みとなる。そのため、山村地域の自治体等との連携・協働を図り、WIN-WINの関係を構築することが期待される。

⑥ 企業・医療保険者へ

：SDGs時代に相応しい森林空間を活用した新たなスタイルの創造を

- ・企業・医療保険者は、高度経済成長期・安定成長期においては保養施設等を設置して、また低成長・成熟期においては、企業の社会貢献やCSR活動として「企業の森」を設定して、山村地域や森林との関係を醸成してきた。
- ・さらに、近年は前章でも紹介したように、企業の社員研修やワーケーション、心と身体の健康づくり、さらにはESD等の観点からの森林空間活用が台頭しつつある。
- ・そこで、保養施設周辺の森林や既存の「企業の森」等も活かして、従業員・加入者向けに「宿泊型新保健指導」や社員研修、テレワークの拠点としての活用等を通じて、社会が抱える様々な課題に対応するSDGsに貢献する森林空間の総合利用の新たなスタイルの創造も期待される。
- ・木材産業や建設業・家具産業等においては、原材料として森林資源を活用しつつも、生産地の環境の持続可能性の向上と一体となって、いわゆる規模の拡大を目指した“モノづくり”とともに、付加価値を高めた“モノ・コト・サービスづくり”も成熟させて、他社との差別化を図るなど、新たなイノベーションに向けた取り組みを行うことも期待される。

⑦ 教育関係者へ

：森林を活用して、グローバル社会を生き抜く次世代育成を

- ・今後到来するであろう新たな時代においては、「非認知的能力」が形成される乳幼児期に森林・自然での体験活動等を重視する取り組みへの期待は高まっている。さらに学童期には、教科横断的な学びを通じた多面的・総合的なものの見方や思考力の育成への要請が高まっている。
- ・林野庁は2016年度に改正した「森林・林業基本計画」において、教育機関等との連携を強化して森林環境教育を推進することとしている。
- ・こうしたことから、教育分野と森林分野が連携して、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児教育に活用できる森林の設定を促進したり、遠足や集団宿泊的行事を少年自然の家等の周辺で森林等での体験活動を促進したりしていくことが期待される。
- ・これらは、例えば2019年から導入される「森林環境譲与税（仮称）」や都道府県の独自課税等を活用して「森と自然を活用した保育・幼児教育」や「森林環境教育」を担う指導者養成、その促進を通じた普及啓発を促進することも期待される。

⑧ 大学・研究機関関係者へ

：民間企業や地方自治体等との連携・協働による方法論・エビデンス構築・実証やその成果を国民に向けた発信の推進を

- ・「森林サービス産業」の創出・推進が図られ地域が自立的かつ持続的に取り組むためには、産・官・学が連携して、諸課題の解決に向けて取り組む必要がある。
- ・特に、教育、健康、観光分野などの多様な分野が森林と繋がる「森林サービス産業」の創出・推進に向けて、森林空間利用がもたらす効果（エビデンス）の発信・共有・蓄積については、大学・研究機関関係者が中心となり、国内・海外における先行研究や先進事例

について調査研究されるとともに、産・官が求める森林空間利用の効果・効用に対する科学的裏付けや、そうしたエビデンスを広く国民等に分かり易く普及させ、森林空間利用への関心を惹起させるような効果的手法を開発することが期待される。

おわりに

我が国は、温暖な気候と南北に長い国土の約7割を多様性のある森林が占めており、その中で営まれている林業は、近年森林資源が充実し、成長産業として期待されている。しかしながら、生業としては依然として厳しい状況にある。林業は、樹木の生育期間が長期に及び、植栽してから主伐（収穫する）まで長期間を要することから、収入が得られるまでの間、人工林のみならず里山を含めた多様な森林から何らかの形で収入が得られれば、林業経営的にも、山村経済的にも非常に有益であり、これまで検討したような新たな形での森林空間の総合利用が進展すれば、山村地域経済に曙光をもたらすこととなる。

また、近年、地球温暖化など地球的規模での環境問題や少子高齢化等による社会経済問題の顕在化などから、持続可能な社会の構築が求められ、さらにITの進展等により猛烈なスピードで社会が変化するなど、これまでに経験したことのない社会経済の変革が予想されている。

そうした中で、人間と森林とのつながりを再認識して、人生100年時代のライフステージの様々な場面において森林を上手に活かすことによって、森林からの恩恵を享受し、楽しく、健康で、豊かな生活が実現することとなる。

今回の検討は、限られた時間の中での取りまとめたものであることから、これらの実現に向けて森林から得られる様々なサービスをビジネス化し、森林サービス産業として成長させるための具体的な施策の実現に向けては、さらなる精緻で具体的な方策の検討が必要である。

そこで、今後は本報告書の趣旨を踏まえ、地方自治体や関連省庁等と緊密に連携して検討を進め、既存の「林業の成長産業化」や山村振興策の進展、関係予算への反映など、実効ある施策・事業の構築を目指すことを期待したい。

また、全国での展開に向けて、本報告書を広く山村地域の行政関係者、事業者・NPO等の多様なステークホルダー等とも共有され、ステークホルダー等が一体となり「森林サービス産業」の創出が推進されることを期待するものである。

(参考) 「森林サービス産業(仮称)」検討委員会 委員名簿

| 属性 | 氏名 | 所属・役職 |
|------|--------|--|
| 委員長 | 宮林 茂幸 | 東京農業大学 地域創成科学科 教授 美しい森林づくり全国推進会議 事務局長 |
| 副委員長 | 土屋 俊幸 | 東京農工大学大学院 農学研究院 教授 林政審議会 委員(施策部会 部会長) |
| 副委員長 | 鍋山 徹 | (一財)日本経済研究所 専務理事 林業復活・地域創生を推進する国民会議 WG 主査 |
| 委員 | 安藤 伸樹 | 全国健康保険協会(協会けんぽ) 理事長 |
| 委員 | 池田 三知子 | 経団連自然保護協議会 事務局長 |
| 委員 | 大本 晋也 | (独)国立青少年教育振興機構 理事 国立淡路青少年交流の家 所長 |
| 委員 | 久保 成人 | (公社)日本観光振興協会 理事長 |
| 委員 | 佐野 雅宏 | 健康保険組合連合会 副会長・専務理事 安田日本興亜健康保険組合・理事長 |
| 委員 | 椎川 忍 | (一財)地域活性化センター 理事長 (一社)移住・交流機構 業務執行理事 |
| 委員 | 志村 格 | (一社)日本旅行業協会(JATA) 理事長 |
| 委員 | 武居 丈二 | 全国町村会 事務総長 |
| 委員 | 中島 恵理 | 長野県 副知事 |

(事務局)

公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部
美しい森林づくり全国推進会議

(オブザーバー)

林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 青少年教育室
スポーツ庁 健康スポーツ課
厚生労働省 健康局 健康課
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
観光庁 観光地域振興部 観光資源課
環境省 自然環境局 自然環境計画課